

午前 10 時 3 分 開議

議長（林 治君） おはようございます。ただいまから平成 9 年第 3 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 10 番 谷 外嗣君、11 番 上野健二君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、18 番 上山 忠君の質問を許可いたします。上山君。

18 番（上山 忠君） 皆さんおはようございます。新進市民連合の上山でございます。議長のお許しを得ましたので、平成 9 年第 3 回泉南市議会定例会におきまして、通告いたしております大綱 3 点、5 項目にわたって質問を行うものです。

さて、我が国の政治ですけれども、第 2 次橋本内閣での閣僚人事においてのごたごた劇であります。主権在民の言葉を忘れ、自分たち独自の倫理観でもって決められており、国民不在の政治が行われようとしております。国会議員を含め地方議員すべてが、公人であることを忘れてはいけなく考えます。公人とは公職にある人、公職とは公の職務、公務員、議員などである。公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと記されています。議員も同一であろうかと思えます。自分自身を厳しく律し、国民、市民のために何をすべきか、頭の中に置いて行動すべきだと考えます。これらの考え方が欠如すると間違った行動をとってしまうのではないのでしょうか。先般発覚した議員間同士の金銭授受による逮捕、有罪判決が出され、議員辞職につながった件でも、公人としての考え方が欠如した代表的な例ではないのでしょうか。

それでは、大綱の 1、行財政改革について質問させていただきます。

我が泉南市の財政状況であります。平成 7 年度決算を見ますと経常収支比率が 102% となっております。100 円稼ぐのに 102 円の費用を使っています。だれが見てもこれは赤字ですね。経常収支比率は 75% を超

えると財政運営上の注意信号とも言われております。102%では何もできません。市民に対するサービスについても限度がありますし、できないことの方が多くなってきます。当然不満が出てまいります。

そこで、市としては何とかせねばと、泉南市行財政改革実施計画を作成し、平成9年度を初めとして3年計画で102%を92%にする目標を立てておられますが、半年を経過しようとしている今、平成9年度に実施するもののうち何ができるのか、計画したが、これは無理であったのではないかのチェックがなされていると思いますが、各部におかれて年度初めに計画された市長公室関係から教育委員会関係の合計63件について、実態はどのようになっているのか、お示してください。

また、経常収支比率が、7年度102%が8年度100.5%と1.5%減少したのは、何が変わったのか。

また、このように硬直した財政の中では、入りをふやし、出を抑えるのが常套手段であろうかと考えますが、市税としての収入についてお尋ねします。税の収納率はどのようになっているのか、お教えてください。

また、その中で軽自動車税についてお尋ねします。平成8年度収入未済額が812万4,130円で、前年度と比較すると75万6,420円増加しています。不納欠損額では平成8年度166万5,100円となっており、前年度と比較すると60万3,800円の増となっております。

そこでお尋ねします。市役所入り口に掲示板がありますが、公示通達として軽自動車税納付につき書類送付したところ、住所不明につきと出されていましたが、あれは何を意味しているのか。納税通知書を送付したが、所在不明となって返ってきたものと理解してよろしいものですか。つまり、当然義務として支払わなければならない税金を払わなくて他府県に転出した。結局、逃げ得だと思います。税の公平からすると納得できません。これらの捕捉はどのように行われているのか。防止策として市民課において転出証明を発行される場合、税が未納の場合、証明書の発行が停止できるかどうか。

また、群馬県太田市が税滞納者にペナルティーを検討し、一部行政サービスの制限を決められておられるようですが、つまり行政サービスの申請書に納税証明欄を設け、市民が申請する際には必ず納税課で完納の確認を受けるようにする。つまり、サービスを受けるには市民の義務を果たさな

ければ、そうでなければ公正な行政ができなくなると報道されているが、我が泉南市においてはこのような策ができるのかどうか、お教えてください。

大綱の第2点、ごみ問題についてお尋ねします。

ごみ焼却の際発生するダイオキシンが問題となって久しくありません。その中で教育施設関係、つまり保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校で発生するごみの処理方法について、どのような方法でやられているのか、お示してください。

また、皆様方も御承知だと思いますが、フロンガスがオゾン層を破壊し、太陽からの紫外線が増加し、皮膚がんの原因にもなっていると今世界じゅうで問題になっていますが、不燃ごみとして各家庭より出されてくる不要な冷蔵庫の冷媒に使用しているフロンガスの処理ですが、どのような仕組みで処理されているのか、また年間何台ぐらいが清掃工場でもって処理されているのか、また回収されたフロンガスはどのようにしておられるのか、お示してください。

大綱の3点目ですが、墓地公園についてお尋ねいたします。

計画としてはどの程度進んでいるのか。泉南市には現在のところ樽井と岡田に1カ所ずつ、計2カ所の火葬場がありますが、特に樽井の場合、人口密集地にあります。地域の要望として一日も早い墓地公園の建設が望まれています。全体として墓地、火葬場、お別れ場の3点セット一括しての建設か、火葬場とお別れ場を先行して建設されるのか、お示してください。もし火葬場とお別れ場を先行される場合のスケジュールはどのように考えているのか、お示してください。

また、鳴滝地区の墓地問題についてお聞きします。なぜ今あの地区に墓地をつくる必要があるのか。泉南市まちづくり体系の中で今は空き地となっているが、関西国際空港第2期工事完了後、真のハブ空港となり、対岸の泉南市発展のために絶対必要となってくる地域であると思うが、どうですか。地域住民がこぞって反対し、市議会も全員一致で反対し、市長も先頭に立って反対されたが、なぜ認可されたのか。この件について市長としてどのように考えておられるのか、お聞きしたい。

また、通常、宗教法人が行う活動に対しては減免、つまり固定資産税、都市計画税等が無税になるとお聞きしているが、今回の場合はいかになるのか、お聞きしたい。

行財政改革の中でいかに収入をふやすかで努力しているさなかに、もし減収になるとしたら関係者の努力はどうなりますか。市長としてこの考えをお聞きしたいと思います。

以上、大綱3点、5項目についての質問につき、理事者側におかれましては簡潔かつ明快な答弁をお願い申し上げ、演壇からの質問を終わります。

議長（林 治君） ただいまの上山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 行財政改革の63項目の細かい進捗につきましては担当より御答弁を申し上げますが、総括的に私の方から申し上げたいと思います。

行財政改革につきましては、平成9年2月に実施計画を策定いたしまして、既にその中に盛り込まれております女性の総合相談や各種検診の無料化、市民課窓口の整備、あるいは商工課の新設など63項目の実施項目のうち、約5割が実施もしくは方向づけができています。計画しております他の項目につきましても、月に1回の推進本部会議を開催いたしまして、その進捗を図っているところでございます。各部会での検討結果と整合する中長期的な財政収支計画とあわせまして、御指摘のありましたように自主財源の確保につきましても、体制の強化を図りその確保に努め、経常収支比率の改善に努力してまいりたいと考えております。

御指摘ありました経常収支比率、平成7年度で102ポイント、8年度で約100ポイントということで、削減をすることができておりますが、さらにこの改善に努めていく必要があるというふうに考えております。

それから、市場地区での墓地の件でございますが、これは墓地埋葬法によるいわゆる申請ですね。1つは申請主義というのがございます。それから、申請があった場合に法あるいは条例その他に照らして、それが要件を満たしているかどうかという判断を許認可権者がされるということであり、私どもも市としての意見を申し上げておりましたが、残念ながら許可されたということでございます。これは行政処分でございますから、ある一定の要件を備え、そして許認可権者が判断すれば、これは行政処分として有効ということでもありますから、非常に残念でございますが、許可をされたということでございます。

この問題は、もともと法そのものが非常に古い法体系ということもあり

ますので、根本的にはその法を改正なり改善しない限り、それを阻止するというのは非常に難しいというふうに思っております。したがって、この件につきましても国会議員なりあるいは大阪府にも要望いたしておりますが、さらに今後書面をもって要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（林 治君） 細野公室長。

市長公室長（細野圭一君） 行財政改革の実施状況でございますが、項目別に平成9年度で行うものとして63項目を掲げてございます。それとあわせまして、実施ができなくても平成9年度で検討を行うものとして三十数項目を挙げてございますが、この中で9年度実施を決定したものの中で現実に検討して実施したものとしたしましては、具体的に申しますと、新年互礼会の簡素化、特別職給与の減額、管理職手当の削減、サイン整備計画の中止、国際交流協議会設立の延期、総務課企画総務係の廃止、入札差金の減額、りんくう南浜海水浴場運営補助金の減額、市民の里整備事業の延期、俵池公園整備事業の延期、農業公園管理センター建設時期の延期、下水道技術センター支援の縮減、消防望楼解体の延期、埋文センター常設展示場建設の延期、歴史的建造物活用事業の延期等がございます。

こういう中で、市民サービスにできるだけ支障を来さないようにということで、市民サービスの向上としまして9年度決定したものといたしまして、女性総合相談の実施、消費者相談の回数増、商工課の新設、税口座振替制度の充実、市民課窓口の整備、施設入浴サービスの一元化、各種検診の無料化等を実施しているところでございます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 私の方から、経常収支比率が1.5%改善されたことについての御質問について御答弁申し上げます。

平成8年度の行財政改革の緊急対策につきましては、平成8年度当初予算要求額を一定査定した額から1億2,600万円の縮減を図り、予算編成を行ったものでございます。緊急対策として縮減を図った5項目、アルバイト、嘱託員、時間外勤務手当、それに管理職・特別勤務手当、旅費、経常経費について、平成7年度決算と比較いたしますと約1億6,500万円の減額となっております。また、経常収支比率につきましても、今申し上げました各経費の節減、行革の緊急対策等により、平成7年度に比べ1.

5%改善され、100.5%となっております。

以上が1.5%改善された主な内容ということでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（林 治君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方からは、市税の徴収状況と転出者に対する徴収対策はどうなっているかと御質問いただきましたので、お答えいたします。

市税の徴収の現状でございますが、8月末現在までの徴収率は46.59%で、前年同期と比較いたしますと0.58ポイントの減収となっておりますのでございます。この減収の要因というものを分析してみますと、バブル景気の崩壊後長らく低迷を続けた景気も、緩やかな回復基調にある反面、低金利、特別減税の打ち切り、また消費税のアップなどの納税者にはより一層の重税感が増したことが徴収率に影響し、今後も非常に厳しい状況が続くのではないかと分析いたしております。

また、転出者の徴収対策でございますが、市税の滞納者の転出につきましては、当市の転出証明を発給いたしまして、転出者が相手方市町村に転入すると当市に転入したことの通知がございますので、納税課から転出先の納税義務者に督促、また催促等を行いまして、転出証明を交付した後どこの市町村でも受理されていない場合には、転出者の住所及び居所が不明のため公示送達ということで掲示するわけでございます。

転出のとき他課の連絡等につきましては、市民課に必要な事項を記載した転出される方へのパンフレット等を配布しまして、その注意を促しているところでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（林 治君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 教育施設などから排出されます廃棄物の処理について、私の方からお答えをさせていただきます。

現在、市庁部局の協力によりまして清掃課で収集体系に組み込んでいただき、直接収集処理を行っておるところでございます。引き続きまして、廃棄物の排出の抑制、また再資源化の促進、それに廃棄物を適正に処理することの大切さなど、教育現場に教育的な立場で指導を行い、環境の保全に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 上山議員御質問のごみ問題のうち、教育施設の中の一環として保育所から出るごみについてどういうふうに対処してるのかという御質問がありましたので、そのことについて御答弁申し上げます。

保育所から出ますごみにつきましては、空き缶類、瓶、ガラス類、ペットボトル、プラスチック類につきましては、分別して回収指定日に、生ごみ類、用紙類につきましては、一般家庭ごみと同様に回収時に処理をお願いいたしております。また、紙パック類につきましては、清掃課でトイレットペーパーとこれはリサイクルという形で交換していただいております。なお、一部のペットボトル、プラスチック類や紙パック類等につきましては、現在教材として再活用いたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 上山議員の御質問のうち、ごみ問題、特にフロンガスの問題について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、オゾン層がフロン等の物質により破壊されておりました、その範囲は熱帯地域を除き、ほぼ全地球的に進行しております。南極では1989年から1996年まで8年連続して大規模なオゾンホールが観測されております。オゾン層を保護するため、府、市町村、関係業界、消費者団体等で構成する大阪府フロン対策協議会が平成8年3月に設置されております。本市におきましても、収集しました冷蔵庫からフロンガス回収を泉南清掃事務組合で行っております。その後、大阪府フロン対策協議会を通じまして無害化処理をいたしておるところでございます。

ちなみに、平成8年度の冷蔵庫回収台数は泉南市では457台、阪南市441台、両市合わせますと898台を回収し、フロンガス回収量は65キログラムとなっておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、墓地公園につきまして御答弁申し上げます。

本市におきましては、都市化の進展に伴います人口の増加や、高齢化社会の中でますます増加してまいります墓所の需要に対応した墓地の設置が必要となってきております。そのため、平成2年10月に墓地公園構想を

策定しまして、庁内で検討を行ってきたところでございます。

構想の中での墓地公園整備の基本的な考え方としましては、基幹施設の墓所だけではなく、火葬場、葬祭場、休憩所などの施設を一体的に整備していく方向で考えております。建設候補地につきましては、平成7年度に実施しました調査委託の結果を踏まえまして庁内で検討を行い、金熊寺周辺、位井上池、位井下池周辺を整備適地として選定いたしました。候補地周辺の金熊寺、六尾、岡中地区住民の方々には、今年の3月に説明会を開催しまして、墓地公園計画につきましてのこれまでの市の取り組み、候補地選定の経過、今後の進め方などについて説明いたして、協力の要請を行ってございます。

今年度の取り組みといたしましては、墓地公園、火葬場などの基本計画の策定を予定しておりまして、現在発注の準備を進めているところでございます。整備の方向としましては、現在の火葬場の状況から、第1期事業として火葬場を先行し、完成後は本市の火葬業務を新設の火葬場で行ってまいりたいと考えてございます。

また、民間墓地の新設問題に対処するためにも、計画を早急に具体化する必要があり、本市の墓地需要予測、火葬件数の将来予測を精査しまして、施設規模、運営方法、事業スケジュールなどを取りまとめまして、関係住民の方々に十分説明を申し上げながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） 私がお尋ねした中でまだお答えがないところがあると思うんですけども、1つは税金の徴収のところ、ただいまの説明の中では、転出先からの書類を受けて等々説明があったわけですけども、しかしながら、そういう出て行った人に対しての捕捉というんか、やっぱり出ていく前に何らかの処置を講じなければならないんじゃないかと思うんですけども、その辺のところと、それとまた税としてほかの市町村でやられてるんですけども、それらについてはできるかどうかということをお聞きしてるんですけども、その辺の回答がまだないと思っております。

それと、墓地の関係のところ、税金の関係、宗教法人化された場合、税金はどうなるかと、そういうことに対してのお答えがまだないと思うん

で。

議長（林 治君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えいたします。

墓地の税の関係でございますけれども、地方税法348条第2項第4号で墓地につきましては非課税扱いということになってございますので、よろしく願いいたします。

そして、もう1点ですが、転出される方への事前の納税ということがございますが、我々税の方といたしましても、転出される方の状況というのはなかなか把握しにくい一面を持っておりまして、そういったことで転出される場合、市民課の窓口では納税という税に対しての注意を促すパンフレット等を配布いたしまして、そういった形で対処いたしているところでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 上山議員の方から御指摘がございました滞納されておられる方に、ほかのいろんな市民サービスが制限できないかということでございますけれども、現在は例えば指名業者といたしますか、業者登録なんかの場合には、そういう項目を明記いたしまして、滞納してる場合はできないというような項目がございますが、市のあらゆるサービス、ほかのサービスすべてがそういうことができるかどうかということになりますと、これはいろんな法的な制約等もございますし、それから当然滞納されている方の個別の状況といったようなものもございます。したがって、一律サービスを制限していくということは、慎重に行わなければならないというふうに考えております。

私どもの方、滞納が非常に多いということで、現在収納推進検討委員会の中でさまざまな対応を考えておるわけですが、確かに議員御指摘のように、他市ではサービスの一部を制限するという形で実施されているところもあるというふうに聞いております。そのあたりの実情等も勉強させていただきながら、泉南市としてできる範囲で効果のあるものについては取り上げていきたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） どうもありがとうございました。それでは、質問の

内容から順次再質問させていただきたいと思っております。

まず、行財政改革の中で63件という課題が上がってるわけですけども、市長公室関係が19件、総務部が16、市民生活が2、健康福祉が6、事業部が10、下水道が2、同和対策がゼロ、消防本部2、教育委員会が6という形で、トータル63件という形になっております。それと、検討課題としてそれぞれの部署において37件上げられておるんですけども、先ほど公室長の方からこれこれをやったよという形の答弁はあったんですけども、この63件に対して何件できたのか、ちょっと件数でお教え願いたいんですけども。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 失礼いたしました。先ほどの答弁は各部ごとに分けてはございませんが、トータルで33項目を報告させていただきました。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） 財政計画の中で1つ、自主財源の目標値が不明確になっておるんですけども、中長期にわたってる計画展望では、どの程度の自主財源を確保しようとしているのか、その辺のところをちょっとお教え願いたい。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま中期財政展望についての御質問がございましたけども、ちょうど現在、鋭意最終的な数字の詰めを行っているところでございます。現時点で幾らの今後の収支になるかということは、まだお示しできる状況になっておりません。我々としては、まず将来の収入見通しの中で、一方義務的経費がどれぐらいかかるかということ予測しまして、その中での当然財源不足ということが予想されますので、それに対してどういう対応をとっていけばいいのかということをもとに検討してまいりたいという現状でございます。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） 目標値が定まってないと申されましたけども、何事をするに当たっても目標値になる数値が証となってくるんじゃないかと思うんですけどね。そしたら目標値がなしに、あれをやる、これをやるということになった場合、結局絵にかいたもちに終わってしまうんじゃないか

と。やはり物事をやるに当たっては、すべて数字的な裏づけがあってこそ計画の達成、どういうふうにするべきかという後の方策が出てくると思うんですけども、この目標値がいろんな諸事情のもとで立てられないということでは、やはりその取り組みに当たってまだ姿勢が甘いんじゃないかという気持ちがあるんですけども、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 確かに上山議員おっしゃるように、一番最初にまず将来的な財政展望を立てて、その中から幾らの財源を確保していくかということが出てきて、さまざまな課題が出てくるというのが本来的な道筋であろうと思いますけれども、私どもの改革を実施しました折には、既に財源が毎年の予算の中でかなり不足しておるという状況がございましたので、まず8年度当初には緊急対策ということでやらしていただきましたし、9年度につきましてはやはり並行的に、例えば経常収支比率が102を超えておるということで、当然義務的経費にほとんどオーバーしてるという形で出ておるわけですから、まずこの状態を何とかしなければならない。そのためにどういったことが考えられるかということで、全庁的取り組みの中でその100項目を出してきておるわけです。

ですから、これは当然実施していかなければならないものであるというふうに考えておりますし、現在同時並行的にやっております収支計画の中で、さらに厳しい措置をとっていかなければならないということが当然出てくる可能性もございます。その辺は、収支財政計画の内容を判断してから、さらに検討を深めていきたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） それでは、ほかのことでちょっとお尋ねしますけれども、まず行革の中で庁内機構の改革、改善計画が示されておるわけですが、それについて、しからばどういうふうにするかという具体策がまだうたわれてないんですけども、その辺の具体策についてはどういうふうにお考えですか、ちょっとお教え願います。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 機構改革の実施状況でございますが、1つは従前ございました同和対策室、それと人権啓発室、その統合をいたしまし

て人権推進部というものをつくりました。それとあわせて、選挙管理委員会、監査委員会及び公平委員会の各事務局を総合、統括いたしたところでございます。

それとあわせて、産業経済課の、これは市民サービスにこたえるという意味で再編強化を行うということで分離いたしまして、農林水産課と商工観光課を設置したところでございます。それと、都市計画課の和泉砂川駅周辺整備推進室を廃止し、係に統合したということが主なところでございます。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） お答えの中ではやってるような形として受け取られるんですけども、まだまだ本当の今泉南市が抱えている問題、要は経常収支比率102に対して、本当に自主財源を確保し、ほんまに出るのを抑える形で、市民に対して的確なサービスをやるためには、もっともっとやっぱり努力する必要があるんじゃないかと思います。

確かに平成7年度から8年度にかけては1.5%減少してるというお話を伺っておるんですけども、まずその中でほんとに努力をした結果1.5%減ったよという形であればいいんですけども、しかしながら、当然こういう緊迫した情勢の中では予算を減らし、本当に要るものに対してのお金を支払うのが当然だと思っておるんですけども、しかし今おっしゃったような形の中で、3年間で10%減らすよということになれば、かなり思い切った行動、方策が要ると思うんですけども、1年間で1.5%よと。そしたらあと2年間で8.5%どういう形で、今立てておられる計画の中でほんとに2年間で8.5%の減少策ができるんかどうか、その辺もう少し真摯な形での検討が要るんじゃないかと思っております。

それと、ごみ問題ですけども、今御答弁ありましたように、このごみ問題、つまりダイオキシンに発した中での焼却等についての取り組みですけども、今お答えをした中では泉南市のごみ問題、特に教育関係の学校関係については、ほかの都市に先駆けて分別収集をやりながらという形でやっておられるということをお聞きし安心いたしました。ごみ問題については、どれほどのごみがあるのかを実感したり、実際にごみを分別したりすることによって、教育の一環だと思いますし、こういう形での運動は今後子供たちが成長していくに従っての大きな教育の一環だと思っておりますので、

今後ともよろしく願いしておきます。

それと、フロンガスの回収の仕組みですけれども、まずこれはダイオキシンより先に発した問題で、地球温暖化の中でのオゾンホールの破壊ということが出てきておるんですけれども、処理台数にして泉南で457台、阪南で441台と898台で、ガスが65キロという形の答弁があったんですけども、この収集したガス65キロはどのような形で処理されてるんか、お聞きしたいと思います。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 上山議員の再度の御質問で、フロンガスの収集後についての質問だったと思いますが、先ほど御答弁申し上げましたが、大阪府フロン対策協議会を通じまして無害化処理していると清掃事務組合より聞いてございます。それと、平成8年度までの処理費用についてはすべて無料でしたが、本年9年度の処理費用につきましては20キログラムで1万2,000円が必要であると、このように報告を受けてございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） フロンガス、廃家電について、家電リサイクル法というやつが2000年から施行されようとしとるんですけれども、そういう中での費用としては、今の試算でいくと、全体的にアバウトでいきますと大体1万円から1万5,000円ぐらいの処理の費用がかかるだろうと言われてるんですけれども、そういう形の中で家電リサイクル法、いろんな問題点を含んでいる中で、そしたらあと2年先にこの法律が施行された場合の取り組み方ですか、そういうことについてはどういうふうに考えておられるんですか、ちょっとお聞かせ願いたい。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 御答弁申し上げます。

2000年からの取り組みにつきましては、現在泉南市の清掃課、また阪南市の清掃課、それと泉南清掃事務組合での三者によりまして協議を行っておりますので、現時点では明確に御答弁できないようなところでございます。

議長（林 治君） 上山君。

18番(上山 忠君) 2年先のことですから具体的なことを言えという方が無理かもしれませんが、法律が施行されてからいろんなことを考えるんじゃないし、もう既に2年後にはこういう形の施行をやりますよということになれば、やはりそれに対する問題点については、前もってある程度の前準備というんですか、そういうふうなものが必要だと思っておりますし、特にこのごみ問題については、今後いろんな形で問題になってくるだろうと思っておりますし、ごみ減量化の問題もあるし、いろんな問題で大量生産、大量廃棄という中で、今、日本が抱えてる問題、ごみ埋め立てにしる埋立地がないよと、そしたらごみを焼いたらダイオキシンが出るよと、八方ふさがりの状態にありますんで、今後ごみ行政にかかわっていく上で、やはりある程度先手先手の方法、手段をとっていかなければ対応し切れないんじゃないかと思っておりますんで、よろしく願いしておきます。

それと、墓地公園ですけども、先ほど答弁の中で墓地公園、泉南市の中でこういう多様化し、高齢化される中、当然皆お世話になるところですから、そういう需要予測をした中で墓地公園をつくっていかうという計画がなされたと思うんですけども、今のお話を聞いてますと、ある程度計画を立ててやっておられるんですけども、特に樽井地区住民の方にとってはやっぱりあそこの火葬場の問題、ある程度の改修がなされたんですけども、どんどん住宅開発されていく中で、火葬場があるよということに対してある程度の危機感を持っておられます。そういうことに対して、先ほど申したような3点セットでやるんじゃなくして、やはり火葬場とお別れ場ぐらいは先行してやっていただきたいという形があるんですけども、そうした中で具体的に本年度は計画を立ててという形の答弁があったんですけども、そしたら具体的にいつごろまでにそういう形ができ上がるんかどうか、お教えください。

議長(林 治君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 墓地公園につきましての再度の御質問でございますが、現在基本計画の策定を予定しておりまして、発注の準備を進めておるところでございます。発注につきましては、現在契約検査課の方に依頼しておるところでございます。その後、基本計画ができ上がってきますと、庁内での墓地検討委員会で再度検討し、より具体的な計画とし、できましたら、その後各地域の住民の皆様方に具体案を説明しまして協力方

要請し、それがうまくいきますと事業にかかっていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） 今答弁があったとおり、そういうスケジュールに沿って、おくれのないようによろしくお願いしておきます。

それと、この墓地公園と今問題になっております鳴滝の民間の墓地開発のやつですけども、やはりああいうところに、先ほど申しましたように泉南市のメインストリートになるべきところに墓地が来るということに対しては、やはり泉南市まちづくり百年の大計の中でも当然おかしいと思うんですけども、そうした中で泉南市、墓地公園をつくってるよという中で、なぜ民間の宗教法人の方がああいう形で進出してこられるんか。そういう計画が余りにも見通しのない計画であったためにこういう法人の業者が来たということ、その辺についてはどういうふうにお考えですか。市長、お願いします。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 墓地公園構想につきましては、確かにスケジュールが非常におくれておるという状況にはございまして、できるだけ皆さんのニーズにこたえるべく早くやっていきたいと思っておるわけですが、民間の今回の申請された分は、これは墓地公園の計画がおくれたから来られたという、そういう因果関係は特にはないというふうに聞いておりますし、これはあくまで個別の民間の許認可にかかわる問題でございますので、我々としては反対の理由書の中にも、墓地公園の構想があって現在こういう段階である、ですから市の皆様方の墓地の需要については、市の方で責任をもって対応したいということも大阪府の方に説明をしたわけでございますけれども、大阪府の方は、例えばそれが現時点でもう分譲されてるとかいう状況であれば別だけれども、基本計画という状況であればそれは許認可にはかわりがないというふうに判断をされたというふうに聞いておるところでございます。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） それでは、今の宗教法人の墓地の関係ですけど、先ほどお伺いした中で非課税扱いになるよという形ですけども、そしたら現

時点でのあの6,000平米の土地の課税額はどのくらいか。それと、非課税扱いになる場合、いつの時点から非課税になるんか、その辺のところをお教えください。

議長（林 治君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 墓地予定地と申しますか、墓地周辺の課税額というんですか、そういうことを御質問ございましたので、お答えいたします。

この金額につきましてはあくまでも現在概算でございまして、評価額の基礎となる路線価が6万4,100円でございます、地目は宅地ということになってございます。面積は6,000平米だと聞いておりまして、それで評価額につきましては3億8,460万と想定しております。その本則の課税額でございますが、固定資産税、都市計画税で1.7%ということで、従来653万ということになろうかと思うんですけれども、現状の評価額の平均がその40から60%ということになってございますので、最低で653万の40%としますと261万円の課税、最高の60%になりますと391万円ということになろうかと考えているわけでございますので、よろしく願います。

また、課税ですけれども、登記がなされた後、課税の方でそれからが非課税扱いになろうかと考えてるところでございますので、よろしく願います。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） 今の件ですけれども、民間の墓地がたまたまそういう形で認可を受けたという中で、先行されて墓地ができた場合、今市が進めておられる墓地公園の計画は、計画どおり進めていくという形で理解してよろしいんですか。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 民間墓地の設置等にかかわらず墓地公園の計画は進めてまいりたいと考えております。ただ、当然その基数等の内容ですね、具体化を図る際には、その辺の状況も踏まえまして再度決定していくということになろうかというふうに考えております。

議長（林 治君） 上山君。

18番（上山 忠君） 計画どおり進められるということですが、向こ

うの方も今、認可はおりたけども、反対闘争真っ最中であるし、ほんまに工事にいつかかるかという形もあるんですけども、やはり市独自のはっきりした墓地があればこういう問題も発生してこなかったんではないかと考えるわけです。ですから、この墓地公園、当然もう数年前から計画なされた中でやっておられるんで、先ほど申しましたような形で、この計画がこれ以上おくれるようなことのないようにまたお願いしておきたいと思えます。

それと、この墓地ですけども、行財政改革の中で財政難ということで税金を収納しようということで係の方が一生懸命やっておられるんですけども、その中で平均した中で登記が済んだ後は300万ぐらいの減免になるということをお聞きしたわけですけども、やはり唾然とするなという気持ちがいたします。

これで終わります。

議長（林 治君） 以上で上山議員の質問を終結いたします。

次に、3番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

3番（小山広明君） 市民派の小山広明でございます。9月議会一般質問を行ってまいりたいと思えます。

民主主義の発展は、1つの混乱期を通過する宿命を持っておるのではないかと思えます。行政、政治が民主主義に対して住民の意識よりもより早く進むことが必要であります、残念ながら行政や政治が市民の持っている民主主義よりは、私はおくれているのではないかと思えます。住民一人一人が自分の考えを持って立ち向かわなければならない当然のときに、今私たちは生きています。

私も初めてこの議会に席を与えられまして9年目になります。当選するなんて思いもかけなかったのでありますが、きょうここに市民から席を与え続けられておりまして、どこまで市民の期待にこたえていけるのか考えますとき、身の縮むような気持ちが正直いたします。人の上に人をつくらずという原則でありますけれども、私たちは今その人の上に立っておるわけでありまして、この場が我を忘れやすいということであることを思えます。そこに立っても、また市民であっても、基本的には変わらないということをお肝に銘じたいと思えます。市民によって与えられた立場なのだとおことをしっかりと考えて、これからも活動してまいりたいと思えます。

昨日の本会議の中で、市長は明確に関西新空港の軍事利用に反対する発言をされました。しかし、状況的には4,000メートル滑走路が民間空港としては必要がない、いつでも即軍用機の使用が可能になるものであります。昨日の市長の発言の中で、軍事利用は想定していないという発言をされましたが、政治家としては少し甘い認識ではないかと思えます。しかし、その後いわゆる軍事利用があってはならないという発言を明確にしたわけですから、今の世の中の全体の流れの中で、この軍事利用の問題についてきちっとした対応をしていただきたいことをよろしく願います。

今回のガイドラインという名の戦争マニュアルは、有事から周辺事態となり、その意味するところは地理的なものではなく、事態の性質という限りなく広がる内容を持っていると私は思います。また、日本全体が協力するという内容への転換は、まさしく戦争状態を想定したマニュアルであると思います。そこから心配された関西新空港の軍事利用は、当然警戒をしてしかるべきでありますし、私たちの日常生活に訓練という形で入り込んでくる内容を今回のガイドラインは持っていると思うわけであります。

さて、1つ目の質問に入ります。

自然を生かしたまちづくりということを私はずっと訴えてきておるわけですが、水が上から流れるように、その基本は山であると思います。しかし、泉南市の山は、1つは風吹峠そばの採石場、もう1つは阪南市の山中溪から入っていくところにある採石場があるわけですが、既得権という形で山が崩され続けております。私は、市民全体の立場に立って、一日も早くこの行為をストップさせるべきだと思いますし、この地域は近郊緑地保全地域という山を崩してはならないという基本に立った地域でありますから、一日も早くこのようなことをしていただきたい。これまで市長は、一部は和歌山県にも関係しておる関係から、和歌山県とも交渉するということを明言しておりますので、その後の計画を含めて、この泉南市の山の破壊をいつとめるのか、具体的に御答弁をいただきたいと思えます。

次に、関西新空港の問題であります。昨日からほかの議員も触れられております。これは住民に対する大きな約束でありますし、伊丹空港にしても夜は静かなところで眠れるわけであります。今回の陸上飛行問題は、さまざまな不安と同時に政治に対する大きな不信感を抱くものであり、科学

的に検証するというようなことではなしに、絶対にこの陸上飛行を認めないという、そういう基本姿勢を明確にさせていただきたいと思うんですが、再度市長にお答えをいただきたいと思います。

次に、市営住宅の問題について質問させていただきます。何人もの議員が取り上げてまいりましたので、どうかその意のあるところを酌んで、一日も早く住民の願いに答えていただきたいと思います。

この問題で家賃問題が今起こっておりますが、これはこれまでの議論でも明らかになったように、20年近く払い下げをするという政策で行政が進んでおるわけでありますから当然のことと思うわけでありますが、入居者の家になるんだから自分で修理なり維持管理をしてくださいと。払い下げを一日も早くすることが行政の責務でありますから、それまで家賃の問題を持ち出せないことは当然であります。今回の異常に安い家賃が今日まで放置されてきた原因の1つがここにあることは、状況からいっても当然であると思います。

しかし、今そのようなおくれにおくれた市の約束を放棄して、家賃問題をこの住民に押しつけたときに、どのような混乱が起こると考えておられるのでしょうか。当然、住民はそのことをのめる理由はないと思いますので、その辺のことをどのように考えておるのか、お答えをいただきたいと思います。

それから、昨日の答弁の中でも、市長はこの建てかえをするということに大変悩んだ、苦悩したと言っておるわけでありますが、結論的にはその苦悩の結果が私には見えておらないと思うわけですが、どのように悩み、何を苦悩したのか、私はそのことを具体的に言っていただきたいと。苦悩しておるのはいまだに住民であることは事実でありますし、この先いつ解決するかもわからない、住んでおる家が不安な状況の中に住んでいることの一人一人の思いを考えていただきたいし、市長は言葉では十分入居者のことはわかっておると言っておりながら、毎日不安定な中で生活しているその気持ちをどのように具体的にわかっておられるのか。台風も大変来ておりますし、耐用年数からいっていつ家がつぶれるかわからない状況にあることを思うとき、市長はもっと実効性のある判断をぜひお願いをしたいと思います。

次に、墓地問題で御質問をさせていただきます。

これは、昨日も中身の大変濃い質疑がされたわけでありましてけれども、墓地問題については今も市長が答えられました。法が古い体系を持っておると、そういうことを言われました。そして、法が不備だから国会議員を通して文書で改正を求めていくという話をされました。しかし、法の不備の責任を住民が受けることはないと思います。市が条例なり法の改正なりを主体的にしていけば今日のようなことは起こらなかったわけでありましてけれども、そういうときにこそ私は政治判断が大事になるのではないかと思います。

市長と副知事、2人だけのトップ会談で交わされた言葉の重み、市の意向は十分にわかっている、事務レベルだけでは判断しない、高度な判断をしたいということで、市長もそのときにはかなり市の言い分が聞いていただけたというような胸を張った報告を大阪府庁で行ったことを私もしっかり覚えております。しかし、行われたことは全く市長のメンツをつぶし、市全体に対する信頼を崩すものであると思います。

当然住民は、不備な法のもとに墓がつくられることにあきらめるはずはないわけでありまして。沖縄県の大田知事が先頭に立って、住民と一緒に住民の願いを実現することに立っております。市長というのは行政マンではなしに、市民の前へ出て市民と一緒に住民運動をするという1つの大きな使命も持っておられると思うわけでありましてけれども、そのような住民が今一生懸命反対をしておる。それは単に自分だけの都合ではなしに、孫、末代のことを考えてやっていることは、市長も十分おわかりだろうと思います。そのことを形の上で示すのが東野種重さんの行為ではないかと私は思います。

あの方が18日の許可がおろされるというそのときに、朝の6時過ぎに車に乗って大阪府庁に出かけ、知事室の前に座られました。しかし、知事はそのとき1日じゅう来ないということで、それであれば決裁をする方とであればお話をするというので、地下室の会議室に行って交渉したわけでありまして。しかし、その交渉中に、その決裁をするべき増田課長は泉南市に来ておったようでありまして。そして、延々と交渉しておるときに、昼前になっても増田課長が来られないので、どうしたのかといえは泉南市に行っているということで、では増田課長に出席してもらって交渉しようということになったわけでありまして。

しかし、午後一番に出席した増田課長がどう言ったかといえば、もう先ほど判を押しました、こういうことを言われたわけでありませう。当然そのようなことに納得することはできず、向こうも余りにもむちゃをしたということでありませうか、丁寧に丁重に夜の12時近くまで私たちの話を熱心に聞いていただきました。しかし、どれだけ話をしても通じない話でありませう。12時近くになって、このまま話を続けておってもらえかねないので、とりあえず許可をしたけれども、許可証は渡さない、少なくともあすは渡さないという約束のもとに、夜12時過ぎに大阪府庁を東野種重さんも一緒に去ったわけでありませう。

しかし、最後に東野さんが言った言葉、「行政がこんなに冷たいところだとは思わなかった」、83歳の種重さんがそのように言われたわけでありませう。この方にこのようなことを言わせる行政とは一体何なんでありませうか。私は、この言葉に今の行政の姿があると思ひませう。しかし、やはり我々は批判するだけではないに、希望を持ってこのような行政を一日も早く住民のもとに引き寄せるために住民が努力をしていかなければならないのも、民主主義の1つの宿命であると思ひませう。そういう点で住民は、許可された後もなお一層反対運動をする中で、真の行政の姿を見せつけられる中で今学びながら、民主主義を私は育てておると思ひませう。

市長、今住民が一生懸命あそこで墓の反対をしていることをどのように思われるのか。そして、どのような支援をしていこうとされるのか。市長も言われるように、申請すればどこでもおりるといふ墓地埋葬法はむちゃくちゃじゃないかといふ発言を住民の前にもしたことがありませう。本当にこれはむちゃくちゃなんでありませう。どこにでも、あなた方みんなの住んでるそばに、宗教法人と名がつけば、その宗教法人が実体があろうがなかろうが、宗教法人といふことであれば許可をおろすといふ、そんな法が法だといふて行政が許可されたものを仕方がないといふのであれば、一体この行政はだれのための行政なんでありませう。そういうようなことを受けて、市長、ぜひ真剣にお答えをいただきたいと思ひませう。

具体的なことを1つお答えをいただきたいと思ひませう。役所がいつこの墓地の建設計画があることを知ったのか、日にちをきちっとお知らせください。

それから、鳴滝区長が同意をする以前に市役所に何回も訪問して、法律

と府条例といろいろな点を相談しているはずであります。このときにどのようなアドバイスをされたのか。次は、そこでの相談内容もできたらお答えをいただきたいと思います。

市長自身が区長の同意の撤回に努力したのかどうかも聞いてほしいという住民からのたつての質問も来ておりますので、どのような同意撤回をしていただく努力をされたのか。そして、このことは付近住民が全く区長の同意されたことも知りませんでしたし、そういうようなことで一体区長の同意ということが有効性を持つのでしょうか。

そしてもう1つは、ここは同和地域であります。解放同盟がこのことに同意をしたということもあるわけではありますが、あの地域に墓を持ってきて喜ぶ人はおらないわけにありますから、やはり解放同盟が先頭に立てば私は今の状況は大いに変わってあるだろうと思いますし、同和問題の市民への理解ということからいっても、やはり解放同盟の運動体がこの墓地建設反対の先頭に立っていただきたいかった。私も、ある意味で解放同盟の運動に理解をしている人間の1人として、大変残念に思うわけにあります。今からでも遅くない。まだ墓地はできておらないわけにありますから、阻止をするために全市民挙げてこの墓地阻止をやるように各議員の皆さんの御協力もお願いしたいし、行政挙げてやっていただくことをお願いもしておきたいと思います。

議長（林 治君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、自然を生かしたまちづくりということでございますが、私も泉南市の自然特性ですね、海、それから平野部、丘陵部、山間部とあります。また、ため池等もたくさんございますが、そういう自然を生かしたまちづくりを進めていくというのが大切だというふうに思っております。基本的にもそういう認識を持っております。したがって、キャッチフレーズも「水・緑・夢あふれる生活創造都市」というふうに掲げているところでございます。特に21世紀は人権と環境の時代というふうに言われてるわけでございますので、今後ともその特性を生かしたようなまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、御指摘ありました採石場の件でございますが、1つは風吹のところですね。これは和歌山県になるわけにあります。もう1つは、山中

の奥でございますが、これは泉南市と阪南市にまたがるということでございます。遠くから、小山議員も空港の展望台に行かれたことがあるかと思いますが、あそこから山を見た場合に山肌がその2カ所が非常に目立つわけなんです。ですから、長い間ずっと許可をされてきたという承継の問題はあるんですが、いつかはやはりきちっと整理をしないといけないという考えを持っております。

特に和歌山県側についての御質問がございましたけれども、これについては、和歌山は、峠を越えた向こうでもそうなんです、非常にルーズといえますか、かなり大規模なことをされておられまして、それだけ規制が緩いんかなというふうに思いますが、これについては今泉南岩出線の道路の促進期成同盟会がございます。その中で岩出土木事務所等の方も入っておられまして、そういう場で私は申し入れをいたしております。それは1つは、山の峠の大阪側ですね、これはすなわち視覚的にも泉南市側から見えるわけでございますし、また水の問題ですね、これが金熊寺川水系に入るといいうこともあって、これらの改善を要請いたしております。

またさらに、府県間ということもございますので、大阪府の河川砂防課に対しましても、和歌山県に対してこのあたりの指導を強化するようという申し入れをいたしているところでございます。また、共有林野につきましても、今後の対応についてお願いをいたしているところでございます。

いずれにいたしましても長い経過があるものですから、すぐにはまいらないかというふうに思いますが、ある一定年限の猶予を残した中で、これらの終結的なことを要請をしていくというのが大事だというふうに思いますので、今後ともその方向で取り組んでまいりたいと思います。

それから、関西国際空港の飛行経路の問題でございますが、これはきのうも何人かの方から御質問いただいたところでございますけれども、本年6月に運輸省から私ども泉州市・町関西国際空港対策協議会に対しまして、飛行経路にかかわる総合的な取り組みということで説明をいただきました。また、泉南市議会におかれましても全員協議会の場で運輸省より説明を受けられ、内容の把握をされているところかというふうに思っております。ただ、内容が非常に専門的なことでございますので、やはり専門的な知識を有する方にこれらの検証をお願いするというのが我々の立場でございますので、大阪府をお願いをいたしまして専門家会議を設置していただい

ります。その場で議論をいただいているところでございます。

今回の件につきましても、48項目にわたる質問書を運輸省に出されまして、その回答が先般こちらの方に返ってきたということでございますので、今後その回答内容を踏まえてさらに検討を深めていただきたいというふうに思っております。

私の立場は関西国際空港の全体構想を推進する立場でございますので、それに支障のあるような内容については解決していかなければならないと考えているところでございます。ただ、やはり非常に根幹にかかわる話でございますから、特に安全面あるいは環境面、あるいは将来の航空需要にどの程度対応できるのかということについて科学的にも証明され、それが関西国際空港建設の原点であります公害のない空港に合ったものなのかどうかということをも十分検証していく必要があるというふうに考えておりますのと、当初約束をされております3点セットの考え方に沿った対応がなされるということが必要不可欠だというふうに考えているところでございます。

それから、市営住宅の問題でございますが、家賃については担当よりお答えを申し上げたいというふうに思いますが、きのうの御質問の中で判断をする中でどのように悩んだのかということでございますが、過去の経緯、経過、十分把握させていただきました。入居者の方々が期待を持たれたということもあろうかというふうに思います。しかしながら、その後、実際上結果として払い下げされなかったという現実がございます。また、その後のいろんな社会情勢の変化等もあって、これをどのように解決していくのかということで非常に悩んだわけでございます。

払い下げしますよと言えば、入居者の方々に非常に安心をされて、そして拍手をいただくかもわかりませんが、なかなかそういうめどが立たないという状況の中で、そういうことを申し上げるわけにはまいりませんでした。私としては、二者択一という中で、一昨年中の12月までにいずれかの回答をしていただきたいということでございましたから、悩みに悩んだ末に建てかえという方向を選ばしていただいたわけでございます。

私は、入居者の方々と約束をたがえたといえますか、ほごにしたことはございません。一昨年の12月中に結論を出してくれということについて、結果は期待に合わなかったかもわかりませんが、その約束は果たしており

ます。そして、その後のケアはさしていただくというふうに申し上げておきました。それはまだ現在も続行しているわけでございます。したがって、その中で十分話し合いをして、円満に解決ができますようにさらなる努力をしていきたいと考えているところでございます。

それから、墓地問題についてでございますが、地元地区長の同意撤回について市長は働きかけたのかということでございますが、働きかけはいたしておりません。これは自治組織の決定でございますから、それに介入をするということについては好ましくないというふうに考えているところでございます。大阪府の判断は非常に残念な結果だというふうに思っておりますが、しかしながら、これはやはり行政判断としてされたことでございますから、処分としてはやむを得ないというふうに思っております。ただ、問題は幾つか明らかになったわけでございますから、それらの改善については今後十分国なり府なりに働きかけていく必要があるというふうに思っているところでございます。

それから、付近の方々から要請をされておりました説明会等についても、大阪府に申し上げまして、8月の下旬にセットされたということでございます。ただ、残念なことではございますが、私はそのときに住民の皆さんにも申し上げたんですが、土曜か日曜の晩に開いてくれと、こういうことでございましたから、それはわかりますよということで、その線でお話をさしていただきました。そのかわり皆さんは出席をして、そして自分たちの意見、思い、こういうものをおっしゃるんですねということを何度も確認をさしていただいたわけでございます。それは出席をして言うと、こういうことでございましたけども、残念ながら結果として2名の出席で流会的な報告を受けております。それも約1カ月後、先般また付近の方が来られて初めて私も知ったというようなことでございます。

今後とも、いずれにいたしましても着工までにいろんな現在の計画よりもさらに改善する点もあろうかというふうに思いますから、それらについて会社の方も説明会を開くと、こういうふうにおっしゃっておりますから、そういうことの中で十分議論をしていただきたいと、このように思っております。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から住宅の関係で家賃の問題について御答

弁をさせていただきたいと思います。

家賃の値上げの問題でございますけれども、今小山議員の方から払い下げをするから家賃の値上げしないというような約束があったというお言葉でございましたけれども、それ以外の住宅についても今まで家賃の値上げはしていないということでございます。それで、今回の値上げの理由といたしましては、議員御承知のように議会からも意見が出されておりましたし、我々としても相当以前からこの値上げについての検討を行ってきたものでございます。

本市の住宅、先ほど申し上げましたように木造の3団地につきましては昭和28年から30年に建設、また簡易耐火住宅、長山住宅でございますが、これは昭和40年に建設、それと耐火建築、これは同和向け住宅でございますが、昭和40年から49年に建設をされ、その後値上げについては一度も行っておらないというのが実情でございます。

そのような中で、他の公営住宅との不均衡、また住宅の維持管理の費用の増加という問題が起こってまいっております。また、住宅の家賃の変更の事由といたしましても、公営住宅法でも定められておりますように物価の変動に伴い家賃を変更する必要があるとき、公営住宅相互間における家賃の均衡上必要があると認めるとき、公営住宅について改良を施したときとの3つの要件がございますので、今回の値上げにつきましてもその事由によるものでございます。

入居者の方々から、この問題については払い下げとの関連で、値上げした場合払い下げの問題がどうなるかという不安もあるようにお聞きをいたしますけれども、我々といたしましては先ほど申し上げましたような理由に基づいての値上げでございます。ですから、この値上げにつきましては十分御理解を賜るようお願いをしたいと思いますし、過日も地域別に説明会等もさせていただいておるところであります。

払い下げの問題につきましては、先ほど市長が申し上げましたように、できるだけ早い時期に双方合意されるように我々としても努力をしてみたいというふうに考えておりますので、家賃の値上げにつきましては、そういう理由に基づきましてよろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の民間墓地建設についての市としていつ知ったのかという問いがあったと思いますが、環境課といたしましては、本年5月26日に申請書の副本を受理いたしまして、その時点で承知いたしました。

答弁漏れがあるようですので、申しわけございません。近隣の区長の方からの相談はなかったのかどうかという御質問もあったと思いますが、区長の相談につきましては、たしか5月の初旬だったと思っております。これにつきましては、墓埋法、また府の条例、府下での裁判事例等を教えてほしいということで来庁されております。

以上でございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 陸上飛行について専門者会議でやるのは、大阪府は直接そういう被害——今度は淀川の上を通るからという問題はありますけども、やっぱり泉南市民としては住民感情に立って対応してもらいたいと思うんですよ。そんな難しいこと初めから説明なかったわけですから、とにかく海上を飛ぶんだから公害がないんだということで、大まかなところで了解しとるわけですから、それを基本的に変えるんですから、それはその範囲内でやってくださいよと。

あなた方は全体構想を推進して、その支障になるものは解消していかないといけないという答弁ですが、全体構想も含めて26万回の飛行を海上に限定してやるという計画を出しとるわけでしょう。この間の委員会でも26万回もいけると言ったのに、もう十二、三万回であかんというのはだましと違うんかと、これは正直な、住民でもだれでも思いますよ、それは。

今回でも複雑な、上で1回回って飛ぶなんて、回れば当然今より音が大きくなるでしょう。最近でも夜中の10時、11時前後、物すごい大きい音ですよ。朝の4時でも、僕もきょう朝目が早く覚めて、4時ごろですわ。物すごい音がしますよ。伊丹でも夜中は静かなんですからね。そういう市民感情、住民感情に立ってやっぱり市長は対応してもらわないと、専門者会議というのはそらやってもいいんですけども、基本的な約束事というのは、あなたは私は約束を守らんことはなかったと言ってますけども、国なんかがある意味で約束を守ってないわけですから、甘かったとか、そんなん理由にならないでしょう。そういうことをやっぱりきちっとやっていた

だきたいと思いますよ。

それから、専門者会議ですけど、私も傍聴したんですが、今回は初めて騒音の専門家として神戸大学の安藤先生が出席されましたね。この方は30年間伊丹の騒音問題の研究に携わってきたということで、大変含蓄のある提起をされて、この伊丹の騒音問題をきちっと押さえて関空の飛行問題を考えないといけないですよということをくぎを差されて、音というのはなれないと精神異常になるんだから、人間はなれるというわけですね、基本的には。

そういう中で、例えば僕が衝撃だったのは、この地域が他の地域に比べて3,000グラム以下の子供の出生率がすごく高いと。それから、脳の発育に大変影響があると。脳には何か右と左があるようで、それで音楽とか感覚的なことの機能が物すごく低下すると。それから、何かこれは難しい表現でしたが、女性であれば胎児の中で成長する1つの物質があるらしいんですが、これが一般には多いほどよいのが、30週目ぐらいから85%ぐらいに低下するとか、胎盤機能が低下してくるといふ、そういう科学的なデータがあるわけです。

だから、単に65ホンとか70ホンがいいんだとかいうことではなしに、なれてしまうという音が持っている怖さですよ。だから、そういうところに立って、孫、末代ずっと我々はその音を聞き続けなければならないわけですから、もともとやかましいところと、夜は全く音もしなかったところに、これから24時間音がするわけですから、せめてやはり言ったことぐらいは守らすと。あなたが守るのもいいけども、人にも守らすというぐらいの姿勢をやはり持ってもらいたい、そのように要望しておきます。

それから、これは市長に僕当選したときからずっと山の破壊は何とかならないのかということをお願いとるんですが、9年たつわけですね。いまだに市長は時期を示さないんですが、なるべく早くということでしょうが、もう少し期限を切ってくださいね——企業の1つの営業活動をももちろん保証しないといけないと思いますね。それと全市民の利益ということも考えたときに、相当思い切った、企業の方も考えた上で、やはり一日も早く山の土が取られないように措置してくださいよ、これは、期限を切って。これは一企業の利益じゃないですか、ある意味で。それを否定するんじゃないですよ。しかし、どんどん時間がたてば、企業の1つの権利がどんど

ん膨らんでいってしまうじゃないですか。

そういうことで社会的な公正、社会的な利益ということで、この2つの問題については、特に和歌山なんかというのは、和歌山県だけでも峰から下の方で県境があるから、被害は全部泉南市が受けるわけですからね。このことは単に土木出張所長に言うんではなしに、大阪府知事を通してでも知事レベルで政治的判断をしてもらいたい。これは次の議会ぐらいにやはりきちっといつまでにやるかという——国の総理大臣でも数字目標を示して取り組んだるわけですから、もう少しきちっとした数字目標を出していただきたいと思います。

それから、住宅問題ですが、市長、これをケアされるという御発言があったんですが、私がさっき言ったように、やっぱり毎日住んどるところが不安なわけでしょう。しかも、耐用年数が来とると。まあどこかの偉い人が、大きなうそを言えばいいんだ、大きなうそだったらわからないんだという話があるんだけど、これはすぐ解決しておったら、すぐわかるんだけど、これだけ長くなったことがあたかも住民にも責任があるようなことになって、何か解決がしづらくなるとるんだけど、その責任は全部行政にあるんですよ。

だから、中谷部長も家賃の値上げを——当然そうでしょう。払い下げをするということを決めて、予算まで可決しとるわけでしょう。そして、やはり事情によって3団地残ったわけですから、行政としては今でも可能であればすぐ払い下げをする対象ですわね。そんなとこ家賃値上げするというのは言わないでしょう、当然。そのことがあるから、むしろほかの住宅もやっぱり同じ問題ですからね。家賃の値上げというのは、市長の専決でいけるわけでしょう。議会の条例ではないですからね。だから、これは常識的に1カ月1,500円とか1,000円が批判されとるけども、何か入っとる人が批判されとるように見えるけども、本当は市が批判されないかんわけですよ。

そういう点で、こういう問題が、長い間家賃が改正できなかつた原因がやっぱりこの払い下げ問題にあるんじゃないかな。そうでしょう。市の主要な市営住宅は払い下げを全部するという前提で動いておったわけですから——全部とは言わん。長山住宅はそうでなかつたんかもわかりませんが、そういう点でやはりこの問題は払い下げ問題とリンクしておると、家賃を

今日まで改正できなかったことはね。そして、今家賃の値上げ、私もここで議論を聞いておりましたけども、議会からも声があって家賃を値上げするというような話が1つありますけど、そういう問題では私はないと思うんですね。当然これは改良しておりますから、改良してくると家賃どうなるんかという議論は、当然そういう議論はあったけども、議会から家賃を上げろよというようなことは、僕は積極的にはなかったと思うんですよ。それは、あなた方が自分の判断でやるべき性質ですよ。議会のせいにはしないでください。

そういうことで、ひとつその家賃の問題で私は状況的にも払い下げという問題があるから、家賃の値上げが言えなかったことと、当然払い下げするわけですから家賃は値上げしませんと。具体的な証言もあるし、状況的にも合致しとるからね、それは合っと思うんですよ。そういう中で今回家賃の値上げを決定しましたが、この払い下げを約束した住宅に対しての家賃の扱いはどうされようとしとるんですか。あなた方、入り口に戻ったということも、マスタープランをつくられて、そして入り口に戻って、住民からいえば凍結してほしいというようなことを内容的にはのんで入り口に戻られたわけですけども、そういう交渉中に、まだ状況的にはどうなるかわからんときに、この家賃の値上げしたものをどういうふうに住民に示していられるのか。それを示したら住民はどのようなことで対応されるのかというのは想像できると思うんですが、そのことについてお答えください。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほどお答えしましたように、家賃につきましては建設以来どの団地も上げていないということの中で、先ほど申し上げました理由で今回値上げをさしていただくということでございますから、当然この3団地につきましても値上げは同時期に上げさせていただきます。そして、値上げについての文書等の配布もさしていただいておりますし、説明会等もさしていただいておりますので、この9月分から家賃の値上げについては全泉南市市営住宅、全部同時期に値上げという形になるかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 小山君。

3 番（小山広明君） 一生懸命ここで言ったことを、そういう木で鼻をくくったような答弁しないでくださいよ。それは答弁になってますか、そやけど。そういう払い下げをするということを政策決定をして予算まで上げて——僕は市長固有の発言ではないと思うんですよ。できないことをできると言わないというのは、何も向井さんの特別な姿勢ではないと思うんですよ。これは行政が当然持っているであろうという1つの姿勢ですからね、どのような姿勢になっても市民に対してはそういうことですよ。できないことをわかっておってできると、そんなこと言ったら詐欺ですからね。それを改めて今回の場合に特徴的に言うというのは、何か意図があるのかなと思うぐらいですから。

それよりももっと縛りの強い予算に上げて可決しとるわけですね、195戸の払い下げを。これ、いまだにできておらないんですよ。約束も守ってないのに家賃を上げると、普通常識的にそれは言えないでしょう。住民はそうですかと言えないでしょう。住民は一日も早く払い下げをしてくださいと言っとるわけですから。だからそんな簡単にいかないですよ、あなた。住民がそれを何にも言わんとすっと払ってくれると思っとるんですか。

それは、部長ではなしに市長が約束したことだから、高度な政治的な判断ですわ、住民の信頼関係からいってもね。少なくとも一定の話がつくまではこの団地については保留すると。そして、あなた方は一回もどこも上げてませんと言うけど、この問題があるから上げられなかったんじゃないですかというのを、僕は1つの状況から質問しとるわけですから、いや違う、これはこうだというのをちゃんと説明して反論しないと、そうでないんですと言ったって答弁にならないですよ。市長、これ本当に大変な問題ですから、どうするんですか。そんな機械的にやれないでしょう。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 家賃についてはこの9月から値上げをいたします。これはすべての市営住宅ということでございます。過去にそういうことをおっしゃったというような話ですけども、それは私は少し違うと思いますね。やはり家賃は家賃でありまして、これは広い市民全体から見て適正な家賃でなければならないわけでありまして、特権的にある一部の住宅の方について、いやいや、それはずっと据え置くんですよというようなことは、それは間違った考え方だと私は思っております。

本来はもっと早く全住宅についての家賃改正というのが課題でありましたけども、なかなか事務的にも非常に難しい問題もありましたし、できなかったわけなんですけど、これも本来はもう少し早くやるべきで、試算もしておったんですが、そこへ公営住宅法の改正もありまして、それといわゆる将来家賃と余りギャップがあってもいけないということもあって、そのある程度の指数が出るまで待っておったというのが実情でございます。したがって、それが出た段階で速やかに上げさせていただくということでございます。

入居者の皆さんもその辺は御理解いただきたいと思いますし、やはり市民全体の考え方ということをお考えになられる賢明な方たちだということふうに思っております。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） ひとりよがりということがあってよく批判されるんですが、入居者も理解すると思うという、どれだけ入居者とそこを話をして市長がその壇上で言われるのか知りませんが、願望と、そうあるべきだということと、実際に入居者が理解してることは違いますよ。あなた、そこでそれだけのことを言うんだったら、かなり入居者とそのことをちゃんと話して、本当の意味で理解をしたということと言わないと大変な発言ですよ。僕の聞いてる限りでは入居者は全然理解してないです、それは。説明会に何人行ったんですか。ここだけは、ほとんどだれも行っていないでしょう。それで理解したと言えるんですか。理解してもらえると。理解できるはずがないじゃないですか、住民が。

これだけ待たされて、20年間も払い下げします、あるいはもう少し待ってください、二重地番が終わったらやります。それであけてみたら二重地番が10年以上してから、稲留さん時代に二重地番は解消されておったんですよ。当然稲留さんの政策は払い下げですわ。だから、僕は前から言うように、市役所の中に二重構造があるというんですよ。何ほ市長でも、市長によって従う行政マンと従わない行政マンがおるんじゃないかなと私は懸念するんですよ、ある意味で。それは市長だから、あなたでもこうしなさいと言ったら、するまでやいやいや言わないでしょう。それを最善の努力をしてやるのが職員じゃないですか。もう市長できましたと、これで払い下げできますと市長に持ってくるのが、僕は普通の市の体系だと思うん

ですよ。それをそういう方針が出て、作業をして、稲留さん時代に二重地番が解消されて、いつでも払い下げようになったのに、その当時の市長は知らないと言っとるんですわ。いや、知らないと言うんだけどね。

知らないというのは、もう1つ何でそれが確定的かといったら住民も知らないわけです、そのことを、二重地番。我々議会も知らないんですよ。議会も知らない、住民も知らない、市長も知らないって当たり前じゃないですか。それで市長は知らないと。あなたは首を振ってはるけども、結果的には議会もだましてきたんじゃないですか。私が当選してからずっと二重地番の問題言うてますよ。むだなんです、私の質問は。二重地番はもう解消されとったんやからね。それをあなた方の本会議の答弁の中でも書類がなかなか出てきませんでしたと。謄本を上げたらすぐわかることじゃないですか。それは我々も責められていいんですよ。謄本上げたらいいんだからね。

そういうようなことで、やっぱり住民に迷惑をかけとるわけですわ。そんなもの今値上げしますと言って、だれが理解しますねん。あなた方はいろんな個人的とかいうようなことで、役人が個人的というのは僕はおかしいと思うんだけども、個人的にいろんな約束してませんか、この家賃の問題で。だから僕は個人的な約束は聞くべきでないと思いますよ。そやけど、職員は個人的な責任で家賃の値上げについてこんなんだという案出してますよ。住民は当然けとるけどね。だから、それぐらい現場で実践に当たる方が苦勞するんですわ、この問題。あなたは理解していただくと思ってますって、どこにその根拠がありますの。もうちょっと真剣にやっていたかないと、あなたの言う一般市民への住宅の供給もできないですよ。しかも、今の住民も苦しみ続ける。一体どこの市長なんですか、あなた。

だから、きつく言うたことに腹が立つんじゃないしに、きつく言われるというのは民主主義なんだから、そこで正しいところに直していったら、あなたかて評価されるんですよ。緩いことを言うとったって人間はなかなかこたえないですよ。だから労働組合でも団結して、機械とめて交渉するんじゃないですか。それはある意味で暴力ですよ。しかし、言葉だけで通じないという人間の悲しさがあるねん。だから、議会でも全部が払い下げしたれとほんとに言うたら、あなたは動かざるを得ないですよ。だから議論だけ、理屈だけでなかなか進まない。しかし、理屈を言わざるを得ない、こ

ういうところにあるんですよ。手短に、反論するんやったらしていただいてもいいけどね。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 反論は大いにございます。私は泉南市の市長でございます。

それから、その二重地番の問題も昭和61年にできておったわけですね。私はつい最近まで知りませんでしたけどもね。ということは、当時（小山広明君「言いわけはいいです」と呼ぶ）いやいや、聞いてくださいよ。当時（小山広明君「言いわけやがな」と呼ぶ）いや、言いわけじゃないですよ。払い下げの立場に立っておった方の任期の1年前にはできておったわけですね。それができなかつた、払い下げがね。氏の松の裁判も、浅羽市長が払い下げたときには裁判になっていないわけです。ずっと後なんです。そういうことから事実として申し上げておきます。

それから、家賃の問題は、やはり市営住宅というのは一般住宅4団地、同和向け住宅もありますけれども、すべて同一レベルで考えるべきでございます。私はそういう考えでございます。したがって、その中で適正な家賃基準を設けまして、来年4月から移行されます新住法の家賃体系ともそう変わらない内容によって設定をいたしておりますので、それは今回から値上げをいたします。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） むだな反論を聞いた思いなんですけどね。きのう僕は稲留さんとの論争を聞いてとっても、あなたと稲留さんとお互いに何か、稲留さんはそういう言い方してなかったと思うんですが、あなたは、あなたが何でしなかったんだとか、住民がどう考えとるかで答えてほしいんですよ。あなたは向井さんという個人の市長じゃないんですから、泉南市の市長なんです。今までやってきた市長の功罪すべて抱え込んで、今住民が喜ぶことをやるというのがあなたの立場じゃないですか。あなたかて稲留さんの後市長になって、いいことも引き継いどるはずですよ、悪いことも。あなたは全体構想と言うけど、稲留さんがある意味で、僕は反対ですけども、全体構想をこの人が先になって進めたんじゃないですか。そのときにあなたは幹部で、そのことを意識的に引き継いどるわけでしょう。

だからもうちょっと、あれは言いわけです、それはね。一日も早く市民

にも住宅を供給し、約束を守ると。だれが悲しむんですか。そういうことで、2倍になるんですよ。今のところ大体1倍だけでも。あの人に払い下げて、その資金で新しい市営住宅建てたら2倍の供給ができるじゃないですか、だれが考えたって。そういう英断をあなたはしてくださいよ。そういうことを言っとるんであって、僕はごじゃごじゃ細かいことを言っとるんじゃない。

二重地番の問題でもそうですわ。知っとるはずやって、議会が知らなかったじゃないですか。私も知らなかったし、私の質問に対してもあなたは知らんと言うとるんだから、そんなの全然話にならないですよ。

墓地問題、私先ほど言ったけど、大田知事ね、県民の先頭に立って県民の願いに立ち上がってますよ。あなたが立ち上がっていただかないと困る、これは。あなたが泉南市のまちづくりにとっても支障があると言ったんだから。悪法の責任は、あなた方、総体的に行政にあるんじゃないですか。我々政治にもありますわ。古い法、古い体系だと。弁護士に相談したらどう言うと思ったかといったら、これは住民の権利規定のない法律で、欠陥だと。しかし、これがある限り裁判をやってもなかなか勝てないけど、世論が盛り上がれば裁判所は世論に動かされると。だからこれは住民が直接とめる以外にない。ある意味で民主主義というのはそういう性格のもですよ。住民の生活を守るために、表現の自由の中で一生懸命これを阻止するんですわ。法律だけが人間を守るんじゃないですよ。本当に来て困るものは市民一体となって阻止するべきですよ。住民はやりますよ、絶対に。そのときにあなたがどんな役割をするかですわ。

おりてしまった者はおりてしまいました。2人しか参加しないという問題でも、12人しか参加したらあかんという制限つきだったんですよ、あれ。（「了解しとるやないか」と呼ぶ者あり）だれが了解しとるねや。12人しか参加するなといったところに、市会議員も来るなですわ。それは僕のこと言うとるんですわ。そんな説明会ありますか。私、市民から選ばれとるんでっせ。それが何で業者から私が指図されなあかんねん。（「業者と違う」と呼ぶ者あり）業者やないか。海道総合企画、業者やないか。業者が前面に立って、いまだに梶田壽子さんというのは一回も住民の前にはあらわれてないんですよ、宗教法人が。我々は行ったけど、明確に空き寺ですよ。郵便出しても返ってきますよ。電話かけたってほかの家にかかりま

すよ。何でこんなところに許可おろすんですか。こんな法によっておろしたんじゃないですよ。今大阪府の保健部はえらいことになってるけど、体質ですよ、大阪府の。見え見えですわ、日曜日に来ておろすなんて。何でそこまで業者に便宜図らなあきませんねや。

そして、あなたも言ったように、住民との話し合いをしたからと言うけど、住民との話し合いをしますと言うたことで許可証渡してまんねやで。普通だったら、どういう相談があって、どういう話し合いがあったかを確認して渡すものじゃないですか。住民と交渉中に課長が1人で判を押すと、そんな押し方ありますか。信義違反もええところじゃないですか、これ。

それは、あなたがどれだけ頑張ってもだれも怒りませんわ。許可されたものは行政処分で仕方がないと、何でそんな発言するんですか。それであなたが言ったような、泉南市のまちづくりに支障があるとあなたは言っとるんだから、どうするんですか、これ。あこへできて支障があるんだったら、あなたはどのような責任を持ったまちづくりをするんですか。ほんとに市民と一緒に、もう残された道は一緒に反対するしかないんですわ。許可がおりとるんだからね。合法的に反対する以外ないわけやから。

これ、どうですか。東野さんと一緒に肩組んでやりましょう。解放同盟さんも一緒に説得して、こんなところ——区長さんでもそうでしょう。あんなところへ来たらわしかて反対やと。しかし、何ぼ反対したってできると言われたからしゃあないんやと。こんなアドバイスをあんたらはしとるんだらう。何でそんな業者の言うたようなことをそのままオウム返しに言うんですか。これは法の欠陥だから絶対に判押したらあきませんよと、少なくとも付近住民にはちゃんと説明してくださいと言いましたか。付近住民全然知らなかったんですよ、これ。こんな区長同意ありますか。こんな解放同盟の同意がありますか。解放同盟の人かてあこの同和地域の人に周知徹底して、押すんであればやっぱりするべきですよ。（巴里英一君「あなたに言われることはない」と呼ぶ）私は言う権利があるのや。あなたかて反論したらええやないか、後の質問で。

どうですか、市長、これは絶対町を挙げて反対しなかったらとまりませんよ。どうですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この問題は、大阪府が許認可権者で、大阪府も我々の

申し入れに対して府の顧問弁護士とも十分相談をしたと。その中でやはり法的に申請があり、そしてそれを守ってくれば許可せざるを得ないという結論を出されたわけであります。それは私も非常に不満であり残念でありますけども、これは法治国家でありますから、何ぼ市長あるいは知事といえども、政治的判断、政治的判断とおっしゃいますが、政治的判断はあっていいとは思いますが、しかしそれはやはり法の範囲内で許されるものであると私は思っております。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 何か言うたら法を持ち出すけどね、私、さっきから何回も言うとするでしょう。申請者が住所におらないんですよ、手紙を出しても。電話かからないんですよ。それで申請要件そろってますか。だから、きょうも大阪の保健部の問題でどういうふうに府議会で答弁してますか。書類審査だけで実態の調査ができなかったことがこういうことになりましたって答弁しとするでしょう。私は実態調査してくれ言うとするんですわ、あれ、本当にあこへ——申請書、あなたも読んだでしょう。あなたが意見書を書いたときの申請、どう書いてあります。南大阪で檀家がふえて、檀家の要望によってあれをつくると。これしかできないんです、宗教法人というのは。販売目的ではできないですよ、絶対に。それは市町村がやるべきですよ。市町村がどうしてもやれない場合に、宗教法人が必要とする場合に特別に許可されるんですわ。宗教法人が必要とするというのは、自分とこの檀家のためということなんですわ。だからお寺の周りにお墓があるでしょう。徳島県の三好町から何でここへ墓をつくりに来るんですか、これ。こんな法律を逸脱してるとこもええとこですよ。宗教法人の悪用ですよ、こんなもの。

だから、宗教法人なり宗教がある意味で批判されるんですわ。そういう高貴な、税金もまけられて保護されとるのに、それをいいことに一部のこういう宗教法人を行政が取り締められへんから、宗教法人全体が批判されるわけやないか。オウム真理教でもそうでしょうが。何でそういうことにあなた方は実態的な調査ができないんですか、書類審査だけで。

議長（林 治君） 小山君、時間ですので。

3番（小山広明君） だから、住民は絶対に墓つぶしますよ。そのときにあなたが現職の市長として、どういにかかわりをするかということは一番大

事ですからね、乗りおくれないように戦列に加わってくださいよ。頼みます。

議長（林 治君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

1時まで休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時3分再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 巴里英一君の質問を許可いたします。巴里君。

8番（巴里英一君） オーラスのラストでありまして、前回6月に続きまして、少し質問の中でやり残した件もありますので、壇上に立たせていただきました。議長より発言の許可を得ましたので、平成9年度第3回泉南市定例会に当たり、通告に基づき質問をしてみたいと思います。理事者には、この3日間大変お気疲れのことかと思えますけれども、御答弁の方よろしくお願いを申し上げます。

さて、21世紀まであと残すところ3年足らずとなりました。東西冷戦構造が崩壊し、間もなく到来する21世紀に向けて共生社会の創造へ、日本が先進国の一員として新しい概念や秩序形成へ強いリーダーシップが求められております。この間、戦争や貧困、地球環境破壊、民族紛争など多国間で解決しようという努力がなされております。例えば、アパルトヘイトは南アフリカだけの問題でなく、人類的犯罪として差別撤廃運動が発展いたしました。また、他の途上国の開発問題についても同じことが言えます。

さきの主要先進国首脳会議、デンバーサミットにおいて、ロシアが正式メンバーとして初参加したことにより、これまでの先進経済国の経済協議の場としてスタートしたサミットも大きく変容いたしました。こういった変革の時代に人権が世界の共通語として広がる中、1995年に国連人権教育の10年がスタートしました。この国連人権教育の10年は、人権のないところに平和はないという教訓から、人権を中心に21世紀の新しいモラル、人権文化をつくっていくという考え方を示しました。世界において人権文化の実現へ、あらゆる機関、団体、個人などで具体的な達成計画を持って人権の社会づくりをしていこうと提案されたものであります。

そういったことだけでなく、日本は先進有力国であり、世界に対して責

任を果たすために財政確保は必須条件ではありますが、財政投融资、国債等、国の債務残高は476兆円とも言われており、その上国鉄等の長期債務が別途45兆円あり、国民1人当たり417万円の借金となっているところでもあります。そのために、借入金で国家財源の確保は非常に厳しい状況にあり、消費税5%アップに見られるように、国の財政手段、手だては限られております。その意味では、地方分権、市町村合併を推進して小さな政府を目指すのは、当然の帰結と言えるのではないのでしょうか。そうした考えから第2次答申が出されております。本年7月8日、橋本首相に地方分権推進委員会による第2次勧告が出されたのも、そういった理由であろうと思います。

さて、私は大綱5点にわたって質問してまいりますが、大綱1の広域行政についてであります。

この第2次勧告であります。この勧告は7章で構成されております。これは市長も御存じかと思いますが、第1章は国と地方公共団体の新しい役割分担、そして3項目あります。第2章は国と地方公共団体の関係調整のルール、これも3項目によって組み立てられております。第3章は必置規制の見直しと地方出先機関のあり方、これは2項目によって構成されております。第4章は国庫補助・負担金の整理、合理化と地方税財源の充実確保について、5項目で構成されております。

特にきのう市長も答えられておりますように、第5章においては都道府県と市町村の新しい考え方が述べられております。この中で第1、基本的な考え方、2点目は都道府県、市町村間の事務配分、3は市町村に対する都道府県及び国の関与で成り立っております。

特に第6章であります。地方公共団体の行政体制の整備・確立、その1つとして基本的な考え方、2点目として行政改革の推進、3として市町村合併と広域行政の推進、4点目として地方議会の活性化、5として住民参加の拡大と多様化、6として公正の確保と透明性の向上、7として首長の多選の見直し、この7項目で構成されております。

最後に7章目であります。地方分権の推進に伴い必要となるその他の措置。これは、1点目は事務の廃止・縮減に伴う事務執行体制の見直し、さらに事務処理主体の変更に伴う事務執行体制の見直し、いわゆる事務的な問題であります。

こういった意味では、ここに出されております第2次の行革推進案、これを私たちは尊重しなければならないというふうに考えておりますし、こういった意味では小さな政府、大きな財政ということでは最も考えていかなければならないのは、私たち議会を初めとする首長、あるいは関係する国民に対しても私たちは大いに啓発といいますか、推進するための方法論を今後論議をしていかなきゃならないと思います。

こういった推進委員会の政府への提言に対し、第1点の地方分権と広域行政についてであります。と同時に、第2点の市町村合併と行財政について、私たちは議会議員としても何らかの形でアクションを起こす必要があるかと考えております。さきの、たしか7月か8月だったかと思いますが、9市4町の首長サミットが行われました。どのような論議がなされたのか、また市長としてこのことに対してどのような考え方と展望をお持ちであろうか、このことに対してお示しを願いたいというふうに思います。

大綱第2点、人権啓発についてであります。その質問要旨の第1は、連続する差別事件についてであります。第2点は、差別事件対応と課題についてであります。第3点は、今後の課題と啓発についてであります。

また、それと連続する大綱第3点、人権条例についてであります。その質問要旨の第1点は、人権条例の認知と成果、第2点目は、人権条例委員会の開催状況について、これを一括して質問をしたいと思います。

御承知のように、私たちの人権というものは、人類が生まれながらに持ち得る権利として世界が認めているところではありますが、この質問要旨の大綱第2の人権啓発について、並びに第3項の人権条例についてであります。私は去る6月第2回定例会におきまして、同対審答申の内容を引用し、部落差別の起源、部落差別の本質、同和行政の目的など、答申以後の同和行政の総括という視点から理事者の答弁を求めつつ、本市同和行政に係る今後の課題について一定の問題提起を行ったものであります。

さて、部落問題を初めとする人権問題に関する内外の情勢を見ますと、国連は第49回総会において、1995年から2004年を人権教育のための国連10年と定めるとともに、その具体的な指針として行動計画を策定し、各国に取り組みを求めています。我が国でも平成7年に内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、国内行動計画が策定されております。また、大阪府でも市でも首長をトップとする推進本部が設置される

など府下の取り組みが進められようとしております。

人権教育のための国連10年とは、これまでの世界人権宣言に始まる国際人権規約、女子差別撤廃条約、子供の権利条約、人種差別撤廃条約など国際的な人権に関する諸条約、規定の集大成をなすものであり、人権という普遍文化を暮らしの隅々にまで構築することを目標とするものであります。その具体的取り組みは、女性、子供、高齢者、マイノリティー、生活困窮者など社会的弱者に焦点を当てることを求めています。政府の国内行動計画にもあるように、部落差別やアイヌ民族差別の解消もその課題とするものであります。

一方、国内の人権状況を見ますと、昨年12月には教育啓発や人権侵害の救済のあり方を明らかにする人権擁護施策推進法、本年5月には明治32年に始まる極めて差別的な名を冠した北海道旧土人保護法が廃止され、アイヌの民族的アイデンティティーを保障するためのいわゆるアイヌ新法等、差別撤廃を図る法律が相次いで施行されております。

そうした内外の情勢を踏まえ、部落解放の今日的位置、立脚点を確認し、関西国際空港での差別落書き事件並びに文化ホールでの差別落書き事件を通して、人権啓発並びに人権条例について、大綱2点にわたり理事者の見解を求めるものであります。

戦後の部落解放運動並びに広範な国民運動として国策樹立運動の展開を背景に、同和問題の解決に係る国及び行政の責務を明らかにした同対審答申が出されたものであります。この同対審答申の評価については、答申は毒まんじゅうであり、食えば食うほど毒が回るという、こういう毒まんじゅう論等の主張が一部にありましたが、答申以後四半世紀に及ぶ特別措置法に基づく全国的な同和行政の展開や、部落差別の撤廃を願う国民世論の形成から見ると、いかにその主張が誤りであったかが明確であります。

また、同対審答申は今日の社会情勢に適さず、答申に根拠を求めるのは時代錯誤であるとの主張が一部にはありますが、答申の今日的評価については、96年の地対協意見具申において、答申が出されて既に34年余りが経過しているが、同和問題の早期解決に向けてこの答申の趣旨を今後とも受け継いでいかなければならないと明言されておること、また、かつて差別の法的救済の必要性をいみじくも答申が指摘したわけではありますが、それが今日に具体化の緒につこうとしております。つまり、昨年12月、

人権擁護施策推進法が施行され、国は教育及び啓発に関する責務を有することが明らかにされ、その基本的事項のあり方について人権擁護推進審議会が設置され、2年から5年をめぐり具体的に審議が始められていることから、そうした一部の主張は誤りであることが明らかであります。

さて、部落解放の今日的位置、立脚点ではありますが、特別措置法に基づく同和行政は、その課題解決の焦眉性、深刻性からして、環境改善や給付的事業を中心に特別措置法として展開されてきた経過があります。これらの特別対策はあくまで格差是正、部落解放の手段、条件整備であり、それのみをもって部落解放が達成されるものではないことは言をするまでもありません。

こうしたことに関連して昨年5月に出された地対協意見具申を見ますと、同和問題解決の到達状況や社会的位置づけについて、同和問題は基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題であり、本格的な対策が始まってから四半世紀余り、残念ながら依然として我が国の重要な課題と言わざるを得ないし、その意味で戦後民主主義の真価が問われるものである。また、国際社会における我が国の役割からして、国内において同和問題など人権問題を解決することは国際的な責務であると指摘しております。

また、同和問題解決に向けてのありべき姿として、今後とも同対審答申の精神を踏まえ、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには国民の一人一人が自分自身の課題として同和問題を人権の本質からとらえ、解決に向け努力する必要がある、とうたっており、行政のみならず国民の一人一人が自分自身の課題としての指摘がなされております。

私なりに換言するならば、社会制度や習慣、文化、価値観など日本のあらゆる分野において民主主義が貫徹され、差別と被差別の社会関係の解消の中に部落差別の解消の展望が見出せるものと考えられます。もちろん同対審答申や意見具申が指摘しているように、部落差別が現存する限り同和行政の積極的推進は必要であり、特別対策の一般対策への移行が同和問題の早期解決の取り組みの放棄を意味するものでないことは、論をまたないものであります。

つまり、同和行政は部落差別をなくすのみならず、同和問題を解決するだけでなく、多くの人権侵害にあえぐ人々を解放する目的も包含しておる

ものであります。そのことをするのが行政であり、法があるかないかではなく、国民とともに差別の実態があるかどうかが問題であって、差別の実態を正しく把握し、それに基づき同和行政は推進されなければならないことを付言しておきたいと思います。

こうした認識に基づき、第1点、関西国際空港における連続的に起こった差別落書き事件は、被差別部落民に対してだけでなく、外国人への差別落書き、賤称語の悪質な使用や地区名を名指ししており、人間の生きる尊厳を否定するものとして渾身からの怒りを禁じ得ません。差別は、差別する者、差別を受ける者、ともに不幸にするものであるとの意味においても、共生の社会づくりのためにも極めて残念な思いであります。第2点の連続差別事件に対する基本的認識、差別事件の対応と課題について、また第3点の今後の課題と啓発について理事者側の見解を問うところであります。

次に、大綱第3の人権条例についての第1点であります。人権条例の認知度と成果について、前6月の議会において質問に対して向井市長は、同対審答申並びに本市人権条例の施行の趣旨を踏まえ、部落差別の適正な認識のもと行政の責務として推進に努めていくとの答弁をいただきましたが、具体的に市民の認知度、成果についてどのようになっているのか、そういったことが回答されなかったのであります。ぜひともお答えをいただきたいと思います。

第2点の人権条例の審議会の開催状況と、その内容はどのようなものか、お示しを願いたいと思います。

そして、全体を通して、こういった意味合いで特に行政の役割は重大であります。その認識が果たして自治体職員、我が市の職員の中にあるのかどうかということを踏まえて、職員の研修のシステム、内容、プログラム等があればお示し願いたいと思います。

大綱第4点目であります。公有財産について、その1つとして財政のための整理処分についてであります。

御承知のように、泉南市誕生以来あるいは合併以前から、泉南市には財産区を含め多くの財産が所有されております。また、泉南市が直接総務で管理しているものもありますし、公社、協会で所有してるものもあろうかと思っております。そして目的は、今厳しい財政状況にある泉南市の財政にどのように役立たせるかということと同時に、不要不急の財産についてはでき

るだけ早く処分して、財政に寄与するような方向は考えられているのかいないのかというのが1点であります。

2点目として、財産区を有しない地区と有する地区の問題についてであります。6カ町村が合併以来、財産区を有しない地区は、男里と鳴滝であります。財産区を有する地区は、いわゆる財産区的財産を含めて樽井、そして信達、昔で言う西信達ですね。そして新家、こういった地区が有しております。その有している地区と有していない地区との差というものは、非常に大きなものがあるかと思えますし、そのことについてどういう考え方を持たれているのかをひとつあればお示し願いたいと思えます。

第5点目、違法建築についてであります。違法建築の実態とその後についてどのようなになっているのかをお伺いします。

2点目として、その違法建築の対応と処理についてであります。どういふふうになされたのか、お示し願いたいと思えます。

さらに3点目として、違法建築の今後の指導についてをお伺いします。前回の質問の中では、泉南市の違法建築の実態はつかみ得ていないというふうに答えられておりますが、公的住宅にも違法建築が存在するということが聞き及んでおります。具体的には数が示されておられませんので、それがもし現段階でわかっておればお示し願いたいというふうに思います。

なお、言い漏れた点について、また御答弁次第で自席から発言をさせていただきます。長時間ありがとうございました。

議長（林 治君） ただいまの巴里議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず1点目の広域行政の件でございますが、御指摘がありましたように、第2次勧告におきまして地方公共団体の行政体制の整備、確立という中に、市町村合併と広域行政の推進ということがうたわれております。その中で大きく2つあるわけでございますが、1つは自主的合併の推進と、もう1つは広域連合制度の活用と、この2つとなっているところでございます。

私といたしましては、やはり今後は広域行政を推進をしていかないと、21世紀を迎える非常に厳しい中で、単独それぞれ小さな市、町単位で市民ニーズに十分対応していけるかということにつきましては、いささか不安もございしますので、今後は熟度を高めながら広域行政の推進ということ

を考えてまいりたいと思っております。

その中で、先般行われました堺市以南9市4町における泉州首長シンポジウムの内容についてということでございました。これは、ことしの8月22日に堺のリーガロイヤルホテルにおきまして泉州9市4町のトップが一堂に会しまして、泉州地域の魅力づくりなどについて語り合う初の泉州首長シンポジウムということでございまして、出席者は国会議員、それから府会議員、市町会議員、それから行政関係者、一般市民含めまして約1,100人出席がございました。

ただ、9市4町という13人、これにコーディネーターを入れますと14人ということでございますので、時間的に大変制約がございまして、一巡するのに数分取っても1時間かかるということでございましたので、前半4分、これは各市町の現状の報告といえますか、特に今回は観光という面に主眼を置いておいた関係上、そういう観光の実態とか状況というのが主でございまして、これが前半4分でございます。一巡しました後、2回目は今後のまちづくり、これも観光というのが1つのベースになるんですが、そういう中で同じく4分という形で一巡をしたところでございます。

私は、1回目におきましては泉南市の海岸部から山間部までの現状、特に観光資源といえますか、観光レクリエーションということに焦点を当ててお話をいたしました。2巡目におきましては、広域的な観光ネットワークをつくるためには、やはり広域的な道路整備というものが骨格になるということを申し上げましたし、また来るべき新太平洋国土軸、いわゆる第2国土軸に対応するために、紀淡海峡大橋あるいは京奈和道路、伊勢湾口道路、東京湾口道路というものを踏まえたときに、そのいわゆる新太平洋国土軸に泉南市からいかに接続させるべきであるかということ踏まえて、現在行っております泉南岩出線の4車線化を早期に完成をさせる必要があるということを申し上げました。

それから、国定公園が指定されましたので、その中での国際交流の村あるいは森ということのお話、あるいは金熊寺梅林の復活とか、りんくうタウンの特にサザンビーチを中心とした周辺の整備等々お話を申し上げたところでございます。

最終的な取りまとめといたしましては、これを機会にこの泉州は1つという考え方のもとに、いろんな提案がなされました。私が提案をいたしま

したのは、泉北、泉南という2つの広域行政圏協議会があるわけですが、これらを含めた1つの連絡協議会をつくる必要があるということをお願いしました。そのほかではCATVのネットワーク化、あるいは例えば泉州観光協会のようなものを設立してはどうかとか、合同イベントを開催してはどうか、あるいは外国人のためのガイドブックを共同で作成してはどうか、泉州に点在している観光資源のネットワーク化を図ってはどうかとか、いろいろ出ました。

いずれにいたしましても、今後は広域行政を推進していくということを確認するとともに、このシンポジウムが一過性になることなく、これをスタート台として今後広域行政に取り組んでいくということを全首長が確認して終わったということでございます。この趣旨を踏まえまして今後とも広域行政連携ということについて力を注いでまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の差別落書き事件でございますが、大変残念なことでございますが、関西国際空港あるいは文化ホールで生起いたしておりますような差別落書き事象、これは部落差別もございまして、外国人差別、女性差別といろいろございまして、これらについて大変残念に思うわけでございます。本市におきましても、部落差別を初めあらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、差別のない国際都市、泉南市の実現に寄与することを目的、趣旨といたしまして、いわゆる人権条例を施行し、同和行政を初め女性問題、外国人問題についての積極的な推進に努めてきているところでございます。

国におきましても、地対財特法の期限を控え、昨年5月には今後の同和行政のあり方について、地域改善対策協議会からの意見具申もなされておりますし、これらを踏まえまして今後とも差別問題の解消に向けまして、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。詳しい内容についてはまた担当より御答弁を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 巴里議員の御質問の人権啓発及び人権条例、連続する差別事件について御答弁を申し上げますと、かように考えております。

関西国際空港並びに文化ホールにおける差別落書き事象について御答弁をまず申し上げます。関西空港における差別落書き事象ではありますが、平成6年10月から平成9年2月にかけて13件に及ぶ事象が生じております。そのうち6件が本市地域の国際貨物地区に集中して生じた事象でございます。現状確認等事象への対応は、元来から関西国際空港株式会社、それと地域といたしましては泉南市、泉佐野市、田尻町の3市町、並びに関係団体等によって啓発の取り組みを進めております。事象の内容につきましては、いずれも賤称語などを使い、部落差別、民族差別、障害者差別にかかわるものであります。

次に、文化ホールにおける差別落書き事象ではありますが、1件目の事象は本年2月13日、文化ホール内男性小使用トイレ、タイル壁面に2種の賤称語が書かれたものであります。2件目の事象でございますが、本年7月5日、文化ホール男性大使用のトイレ内に2カ所、いわゆる賤称語に「死ネ」という言葉をつなぎ、さらに具体的な地名が書かれたものであります。

事象への対応ではありますが、事象の生起とともに、人権推進部、教育委員会等、関係部課、関係団体により現状確認、記録等を行い、落書きの消去措置をとっております。また、事象の概要、背景、差別性、啓発化等問題の分析は、人権推進部並びに関係部課による差別事象分析委員会で行い、一定の取りまとめができた段階で、その都度、総合調整会議、関係部課において確認いたしております。

1件目の事象は2種の賤称語を併記したものでありますが、2件目の事象はいわゆる賤称語に「死ネ」という言葉をつなぎ、さらに地区を指名したものであり、より直接的に具体的に地区名に対する差別意識を露骨に、被差別の立場に置かれている人々の基本的認識、人間としての尊厳を否定し、耐えがたい怒りや苦しみをもたらしたものであります。さらには、同和地区住民全体の生きる権利を奪い去ろうというものであり、許しがたい差別事象であります。

行為者が不特定多数の人々が使用する文化ホール内トイレを選択していることは、みずからの行為の非人間性を知っており、結果として差別意識の助長、流布を意味するものであり、部落差別の早期解決を願うさまざまな取り組みに逆行するものであると思います。

申し上げるまでもなく、人は生まれながらにして差別意識を持っているものではありません。今般の差別事象の背景には、今日の地域社会の人権意識の現状、人権啓発や同和教育の不十分さがあり、氷山の一角と考えられます。改めて差別の現実に学ぶという姿勢の大事さを再確認するとともに、これまでの啓発、教育の内容、手法、体系の点検、改善を行い、今後条例制定の趣旨、目的を踏まえ、効果的かつ組織的な人権啓発が推進できるよう、推進方針、推進体制の確立が必要であると認識いたしております。

同対審答申や人権教育のための国連10年を引用するまでもなく、行政職員みずから同和問題を初めとする人権問題に対する認識を深めることは、施策、業務遂行や市民啓発にかかわる先導的役割からしても極めて重要であり、これまでの人権問題に対する職員の研修を改善するとともに、人権問題研修基本方針、研修計画の策定を早期に行う所存であります。

今般の事象の市民啓発につきましては、さらに人権啓発推進協議会等、関係諸団体におきまして一定の取り組みを進めておりますが、啓発教材としての整理を行い、本市人権条例の周知方もあわせて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から公有財産についての御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の財政のための整理処分についてでございます。市所有地の公有財産につきましては、行財政改革の中で検討課題として位置づけておりまして、利用困難な保有地の売却について検討を行うとしており、現在各課に対し調査、照会を行っているところでございます。今後この調査をもとに事業化の予定のない土地等について調査・検討を加え、利用が困難な土地については、財源確保の視点から売却等に努めてまいりたいと考えております。また、土地開発公社等で所有している土地につきましても、同様の検討を行っているところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

それから、2点目の財産区を有しない地区と有する地区の問題についてでございます。財産区財産の処分をした場合につきましては、一定の割合

で市財産区、また水利権のある池等の処分でございますと水利等で配分を行います。この中で、市の配分につきましては一般会計に計上し、一般財源として繰り入れを行い、財産区を有しない地区を含め広く市民全体に利益還元を行っているところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から違法建築の実態とその後についてということで御答弁をさせていただきたいと思っております。

違法建築の対応についてでございますけれども、違反建築に対する違法性や措置等は、特定行政庁である大阪府が行うということになっております。したがって、このような制度の下におきましては、市といたしましては情報の収集や特定行政庁が行う是正命令等の手続がスムーズに行えるように、現地調査の上、大阪府への連絡、報告に努めているところでございます。

今後の指導につきましては、違反行為の早期発見、早期指導、未然防止の観点より、関係各課との情報交換、さらには大阪府とも連携を図りながら行政指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、違反建築の数ということで、我々把握いたしておりますのは、これは民間の建物でございますけれども、8年度では府に報告したものが3件、9年度は9月18日現在で2件でございます。その2件につきましても、現在大阪府の方で現地調査の後、内部で種々検討がされているというふうに聞いておりますが、まだ結論には至っておらないというのが実情でございます。

次に、公的住宅についても実態ということの御質問でございますけれども、過去相当古い建築として増築したものがあるというふうに我々確認はしておりますけれども、現時点におきまして届け出等の手続の有無について確認できていないということでございますから、具体的にその実態の数はどうかというところまでについては、現段階では把握していないというのが実情でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（林 治君） 巴里君。

8番（巴里英一君） それぞれ答えていただいてありがとうございます。

1点目でありますけれども、市長、御承知かと思っておりますけれども、来年4月に金融ビッグバンと言われる、いわゆる爆発という意味なんですが、行われます。これは自由化ですね。そうすると、今試算されているのは金融機関で残るのは30%ではないかと。私の手元にもありますけれども、このことによって多くの企業の倒産を招くであろうと。特にこの前からずっと気になって新聞を集めておりました。その中で、アメリカが崩壊したときにつぶれた企業というのは、株価が大体2ドル以下の企業だったというふうに言われます。日本で2ドル以下の企業をずうっと建築だけ探したら、赤と青と入れたら建築の部分だけでこれだけあるんです、一部で。固有名詞は余り失礼かと思しますので挙げませんが、これにはゼネコン大手あるいはそれに準じるという日本では非常に有数の事業といえますか会社があります。これが抱えてる企業ですね、これはすそ野が非常に広いですから、その従業員、これらが一体どうなるのかなという、このことが日本の不況の大恐慌を招く可能性があるんであるであろうという読みをされます。

そして同時に、来年1月であろうと言われてますが、国際的にはロシアがルーブルのデノミを行うと言われてます。これは1,000分の1だといえますから1,000ルーブルが1ルーブルになる。このことと同時に、この前タイ国では非常に金融不安が起こった。ここも結局バブル崩壊だった。世界の世銀、日本もアメリカも含めて2,000億を超える財政援助を行った。これで何とか今もってるけれども、お隣の韓国そのものもオリンピック以降経済が低迷していつてる。その影響はすべてそういうところにあらわれてくる。同時に、このことがシンガポールへ波及するであろうと。貿易港であるシンガポールへ波及する。シンガポールへ波及すれば香港へ行くであろうと、こういうふうに自由港のところの関係から出るであろうと言われてます。そしてこれが例えば中国へ波及していけば、世界の経済が、昔ブラックマンデーであったそうでございますけれども、そういう状況になり得る可能性があるというふうに経済の専門家が実は警告しておると。

そういった中で、日本が今までいわゆる金利低下、金利が0.何ぼですから、もう金利と言えない貯金金利ですね。これが来年4月まで恐らく上げられないだろうと。一方では上げよという声もあります。上げる結果どうなるのかといったら、アメリカが今株価が非常に、7,000ドル台でした

か、もっと上でしたかね。8,000ドル抜きましたか。それで日本の株価は、平均が1万7,000円ぐらいですね。これがこうなってきたときには1万6,000円ないし1万4,000円を割り込むんじゃないかというふうなのが、実は推測されてるところなんですね、野村総研とかそういうところで。こうなれば日本が金利を引き上げることによって、アメリカの資本、アメリカが逆に日本へ投資をしてくるであろうという、こういう見方もある。そしてアメリカが逆に崩壊してバブルが飛ぶという、こういう相互関係が今世界じゅうの中では、日本だけ勝手にするとかしないとか、これするとかいうことを言えない状況になってるんです。

そのために日本が一体何をすればいいのかというのは、日本が早急にしなければならぬと言われて出てきたのが、実はいわゆる行革と言われるもので、スリム化していこう、そして地方分権していこうと言うけれども、そのまま地方分権は省庁とかいろいろの絡みがあってなかなかできない。そして1府12省庁案がやっと出てきたというふうなのが現状なんですね。

その1府12省庁の中身をちょっと見ますと、御承知の方はたくさんあるかと思えますけれども、例えば内閣府というのをつくると。これは全部の調整機能機関であると。そして防衛庁が防衛省になる。国家公安委員会、片一方で総務省ということですね。この中には総理府本部、公取委、公害調停委、総務庁、自治省、郵政省、これを入れるとか、こういうさまざまなものが出てきてるんですね。例えば雇用福祉省、この中には厚生省、労働省、こういうものを入れていくというふうに実は再編のものが出てます。これが果たして今の橋本内閣ででき得るかどうかという問題は片一方にあるけれども、どうしてもそういうスリムにしなければならぬ。

そうすると、一方では国税庁、これを切り離していわゆる税の取り方を変えようやないかと。直接税は国が取る、間接税は地方に任してはどうかという、こういう案も実は浮上してます。間接税を地方に任ずということは、間接税は地方によって自由に裁量できると。そのとき必要なものは、国家的な基本にかかわる防衛、エネルギー、あるいは外交、こういった国家的調整機能とエネルギーにかかわることは国家がするというのが、大きな柱として出ていることは現実にあります。

これは、すべて言えば世界的恐慌が来るであろうと見越しているという前提で、日本国内をまず整備しようというところが実は目的ではなからう

かというふうに思います。そういった意味では、先ほど申し上げた株価の問題とは必ず連動するということでもあります。

その点で、市長、問題は市長が先ほど9市4町の首長サミットと申しますか、これは僕は非常に重要やと思うんです。当面私はでき得るところから始めるべきだと。たくさんの市長、たくさんの議員はもう要らないのではないかと。そうしない限り、いわゆるスリム化しない限り、とてもじゃないけど財政的余裕はできない。福祉もできない。教育もできない。国は何を考えてるのかと言うたら、70歳以上と5歳以下の老人と幼児は国が面倒を見る。それ以外は地方自治体で見てくださいよと、こういう形でまた出てきてるんですね、考え方は。こうなると、とてもじゃないけど地方財政はもたない。必要であろうとなかろうじゃなしに、そうしない限りもたなくなってるという現状、医療費は26兆円でしたか。そういうような問題が実は片一方である。

そういう意味では広域行政というのは——ただ、広域行政というのは、例えば道路をつけるときにこういうふうにやりましょうかとか、やっぱりどうしてもそれぞれ単体の組織体が残ったままやるのが広域行政です。合併というのは総合体、複合体が1つになることが合併ですから、このことをやろうということで、おとしになりますね、平成7年の4月から17年の3月までに合併を推進しなさいと、そういう市町村合併というのが自治省からこういう形で方向性を示されて、合併協議会というのをつくれると。そして民意、50分の1の有権者があればできるというところになっています。

そういった意味では、当面できるところから始めてはどうかなという考え方を持っています。市長としてなかなか言いにくいことだと僕は思います。僕は、できれば一番やりやすい部分というのは何だといったら、やっぱり少なくとも3,243でしたか2でしたか、全国の市町村が。それを大体1,000ないし600ぐらいにやろうかという考え方を持っていますから、いや応なしに国はこのことを、1府12省庁なり10省庁なりできたら、これはほっといても進めますよ。法律でやられますよ。それよりも自分たちの手でみずからしてはどうかなというふうな考え方が今特に強くなってきている。

そうした意味では当面しやすいのは、できたら泉南、泉北ということでは

ありますけど、岸和田以南がいいのではなかろうかと思えますけども、なかなかそうならない。できれば僕は、一番やりやすいと言っは失礼ですが、泉南、阪南、岬といういわゆる事実上広域行政、組合行政とかやるここらあたりで一度話し合っていく必要があるんじゃないか。これで大体人口的に14万人ちょっと。そして財政的にも似通ったもの。そして1つにすれば大体、特別会計入れれば1,000億少し超えるんですかね。大体これが1つの単位として次なるステップへという考え方をってるんですが、簡単で結構ですから、そのことに対して感想があれば。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 広域行政というのは、現在の自治体を残して広域的に垣根を低くしていこう、お互いに連携をしようというのが広域行政でございます。合併はもちろん1つのまちにするということでございまして、合併とそれから広域連合——広域連合というのはどちらかという道州制に近い連合体ですね。そういう方向とあると思います。

今御指摘いただきましたように、堺から以南9市4町ということになりますと13市町ということで、大体170万ぐらいの人口になるわけでございます。政令市ということになります。なかなかそう簡単にはいかないと思います。例えば、岸和田以南岬までといいますと人口にして約56万といういわゆる中核市レベルになるということでございます。今、御指摘がありました、これは例えばの話ということでございますけれども、泉南、阪南、岬ということであれば大体約14万人ということになると思います。

合併とか広域というのは、なかなか言うは易くして行うはかたしの部分があるんですけれども、これは一つ一つ醸成をしていかなければいけないというふうに思っております。特に今既に広域行政をやっております地域からまず取りかかるというのが順当な考え方ではないかと私も思っております。ただ、そのときにやはり今回は住民発議制度もありますので、市民、住民の方々のそういう理解なり考え方というものがベースになければいけないというふうに思っております。我々自治体ベースでは、いろいろ議論はこれからもしていきたいというふうに思いますが、やはりこれはボトムアップという部分も非常に大きいわけでございますので、新しく設けられましたそういう発議制度を活用するというのも1つの方法かと

存じております。

議長（林 治君） 巴里君。

8番（巴里英一君） 私、きょうはミスったなと思ひまして、長々と本人が25分もしゃべり過ぎて、答弁が短くなってしまふというあるまじき私のミスであります。

それで、市長、これは改めてまたお互いに若干息が長いと思ひますので、考えていかなきゃならないと思ひますので、それはその点で置いておきますので。

次に、大綱2、3の問題なんですが、実は先ほど報告されました。現実に皆さん賤称語されてる、賤称語されてると言ひますけども、差別はそれだけと違ふんですよ。例えば岸和田の張り紙差別事件、そしてポケベル、インターネット、これは私、資料抱えてますけども、ポケベルだけで十何本、差別ポケベルにほうり込んである。言葉はあのときはどうかといったら、例えばある例で言えば「チョンコ」とか「エタ」とか「韓国人のアホ」とか、まさに賤称語と言われる、そういう具体的なものが実は出されてるんですよ。

これは、職員の中にきちとした意識がやっぱりないんだと。特にこれは仕事をしてる中ですよ。貨物区域ですから、閑空はね。泉南も文化ホールがそうなんです。委託業者に対してきちんとできてるんかどうか。そして、終わったら即その後清掃とか見回って行って、おるんかおらないんか確認しなきゃならないんですよ、本来は。もし何かあったら大変ですから。それを確認されないから見つからんで、次の日にほっといてわかったというような話になる。

皆さんは余り見たくない、私も見せたくはないと思ひますけども、実は文化ホールであったのは、トレースしましたけど、あれはこれだけの大きさのものなんです。けしからん話ですね。このことがきちとしたシステムで——システムと言うていいかプログラムで最低職員が認知していれば、少なくともトイレあけたりしてすぐその後、あるいは集会が終わったりとか、その前段、朝、午後とか行ってると思うんですけど、それが発見されるのも遅いとか、そういう点では職員の研修体制はどないなってるのかなと。前にも言ひましたけど、それは答えがないということで、公室長、それはプログラムとしてできてるんですか。これはずっと言い続けてるん

ですがね。

それで、その中には職員だけでありませんよ。関係する職員ということになりますと、いわゆるアルバイトもそうですが、そして嘱託もそうですが、人権というものに対する認識がきちんとして泉南市の方向性が出てるんかどうか、公室として出されてるんかどうか、そののところをはっきりと答えていただきたいと思います。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 差別事件が生起した場合の対応のマニュアル（巴里英一君「違うよ」と呼ぶ）、その辺につきましては一定程度関係部局の中で対応すべく周知してるところでございます。

それと、今議員御指摘の職員研修のあり方についてでございますが、この件につきましては、当然一連の差別事象にかかわります研修といたしましては、連続的にやってきてるところでございますが、今後より一層その辺の徹底を図っていく必要があると。その場合には、系統的と申しますか階層別と申しますか、または年代別的な、そういうふうな研修のあり方、これにつきまして人権推進部を初めとします関係部課と連携をとりながら、今後研修計画を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

議長（林 治君） 巴里君。

8番（巴里英一君） 公室長ね、おっしゃってることはよくわかるんですが、具体的にこうあったと、内容はどうであったんかといったら何も出てこないんですよ。どういう講師を招いてこうやったとか、あるいはあなたが講師になったとか、あなた自身が理解されてなかって講師になれることがあるんかどうかという問題があります。

それで、業者が例えば庁舎管理するとき、その業者に対して、このことを最低、障害者の問題とか含めて、やっぱり人権にかかわることをきちんと押さえて、これが1つの条件でなかったら、いつまでたたって行政の責務として果たされないじゃないですか。

この後、また付託を受けて決算委員会がありますけれども、その中における決算の問題の中で、やっぱりやるべきところはきちんとやらなきゃならないなと私は思います。そういった意味でやっぱりシステムというもの、そのことが行政の中で非常にいろいろと、人権条例の認知度とかいうのは

まだ出てませんけどね。全然出てないんです。これはやっぱり出してもらわなきゃならない。そして、それがどういう意味を持ってるのかということの理解をしてもらわなきゃならない。たくさん市民にはいろいろ言うてるんですよ。我々に対しても。現実に職員がどうなんかというところは全然出てこない。ここらのところが問題じゃないですかというのが提起なんです。

ぜひとも、僕は次回にこれ専門でやるということはないですけども、ミスりましたから次やるときは2つぐらいに絞ってやろうかなと、議長、思いますわ。私、今回ミスりましたので、ひとつその点自己反省しながら今回はこれを置いておきたいと思います。これ、早急にフォローしてください。差別事件もきちんとほんとに、言葉でとらえるんじゃなしに、体で怒りを覚えない状態である限りは差別なんてなくならないんですよという自戒のもとに、一緒になってやりましょう。

ありがとうございました。

議長（林 治君） 以上で巴里議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は、明26日午前10時から継続開議いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。

午後2時4分 散会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

林 治

大阪府泉南市議会議員

谷 外 嗣

大阪府泉南市議会議員

上 野 健 二